



東京税理士会日本橋支部会報

第106号

平成17年6月25日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

発行人 支部長 河原 邦 文

編集人 副支部長 浅野 汜 子

印刷 (株) 税 経



梅后流 江戸芸 かつぼれ (福本光男会員提供)

税界放談

消費税の事業者免税点の引き下げにより、新規課税事業者は、二百万人近く増加するそうだ。ところで、組織再編成が進行する中において営業譲渡(譲受)が脚光を浴びているという。

現行の消費税法では、休眠中の法人が営業譲受をした場合には、基準期間における課税売上高が無いことから、二事業年度は免税事業者となる。

この場合、多額の固定資産などを譲り受けたときは、課税事業者の選択をしていなければ消費税の還付を受けることが出来ないというデメリットがある。

そこで、これをクリアするために、固定資産については賃借することにより、合法的に多額の益税を得ることが出来る。このような営業譲受も、たまたま休眠中の子会社があったことから、これを利用したというようなものであれば、何も問題ないであろう。

しかしながら、中には、わざわざ休眠中の会社を買い取り、この手法を採る法人もあると聞く。

組織再編成という御旗の下に、租税回避行為が横行するようであれば、法律改正をする必要があろう。(K生)



新年度を迎えてのご挨拶

支部長 河原 邦文

支部会員の皆様、私が支部長に就任いたしましたて早くも1期2年が過ぎました。この間、副支部長をはじめ幹事の皆様のご協力と、支部会員の暖かいご支援により支部活動を無事終了することが出来ました。

6月17日開催の支部総会で提出議案全て原案通り承認されました。

平成17年度の支部活動につきましては、

1・税務支援の対応について

日税連が「新時代における税務支援のあり方」を具申され、それには小規模納税者に対する税務支援は税務援助事業と税務指導事業の2本柱で実施がされることになりました。

そこで今回、東京会の定期総会で税務支援を変更する為に会則3条と63条の改正が行われました。会員は、長期にわたる病氣療養等で税務支援ができない者以外は、税務支援に従事しなければならないと義務化されましたので税務経営指導所の見直しを含めて検討します。

税務支援は会員のご支援ご協力が必要になりますので宜しくお願い致します。

2・商法改正の対応について

商法全面改正により

- ・株式会社と有限会社を株式会社に一本化する。
- ・株式会社の最低資本金規制は撤廃する。
- ・一円会社も可能とする。

・税理士等の有識者は取締役と共同して計算書類を作成し株主総会で説明、計算書類の保存、開示を職務とする会計参与制度が創設された。

この会社法案は、通常国会に提出され可決されたので来年6月頃に施行されます。

3・電子申告、電子納税の対応について

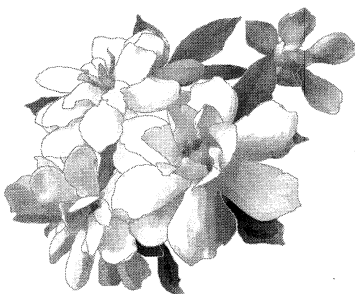
国税電子申告、電子納税は1年が経過しました。今年8月より地方税の電子申告も開始されますが、6月に日本橋税務署と支部情報システム委員会との意見交換会を開催した。そこでの要望として電子申告控除の創設、住基カード取得が面倒なこと(区役所の対応)、住基カードは社長でなく経理責任者のカードで出来ないのか、電子申告で申告したが紙で打ち出した申告書にも申告済みの印を押してほしい等を要望した。

4・支部選挙の対応について

支部は、去年の定期総会で承認された改正支部規則、支部役員選挙規則のもとに選挙を実施致しました。

4月27日に支部長、幹事、監事の選挙を致しましたが立候補者の届出は定数通りとなり当選者が確定致しました。

新体制のもとで2期目の支部長としてスタート致します。今後も支部会員の為に活動していく所存でありますのでご支援ご協力をお願い致します。





業績連動型役員報酬の 税務上の取扱いについて

原 幸



1 はじめに

近年、大企業を中心に従業員の処遇について成果主義的な制度が導入され定着してきた感があるが、平成14年の商法の改正後、役員の処遇についても実績主義的な制度を導入する動きが活発化してきた。特に役員報酬については、従来のように確定報酬のみではなく業績に連動して支給する変動報酬制度を導入する企業が多くなってきた。

最近の経済新聞の記事によれば、平成17年3月期において、役員退職慰労金を廃止することを表明した上場企業が100社を超え、廃止する企業は累計では300社以上にのぼる見通しだ。これは、在任期間が長いほど受取額が多くなる退職慰労金を廃止し、業績連動型の報酬制度に一本化することで、経営戦略の実行において、役員一人ひとりの責任を明確にすると同時に、「企業価値がより向上するような働きを促す」のが狙いのようだ。

そこで、ここでは役員報酬について、業績連動型報酬制度を導入した場合の税務上の取扱いについて、検討してみることとする。

2 商法における役員報酬の規定

改正商法第269条によれば、取締役の報酬は、その報酬の内容により次のとおり規定しているが、従来型の「確定報酬」のほか、新たに「変動報酬」及び「非金銭報酬」が加えられた。

また、変動報酬としては、業績連動型報酬や株価連動型報酬がある。

(1) 確定報酬

報酬額が確定したものについては、その額を定めなければならない（商269①一）。

(2) 変動報酬

報酬額が確定していないものについては、その具体的な算定方法を定めなければならない（同①二）。

(3) 非金銭報酬

報酬中金銭でないものについては、その具体的内容を示さなければならない（同①三）。

3 現行税法における役員給与の規定

(1) 役員報酬について

役員報酬とは、役員に対する給与（債務免除による利益その他の経済的な利益を含む。）のうち、賞与及び退職給与以外で定期的に役員に支給するものをいい、不相当に高額な部分を除いて損金に算入される（法34①、③）。

また、臨時的な給与のうち、他に定期の給与を受けていない者に対し継続して毎年所定の時期に支給される定額の給与は報酬とされている（法35④）。

ここでいう、定期の給与とは、「あらかじめ定められた支給基準（慣習によるものを含む。）に基づいて、毎日、毎週、毎月のように月以下の期間を単位として規則的に反復又は継続して支給される給与をいう。」こととされている。ただし、定期の給与であっても、通常行われる給与の増額以外において、例えば盆暮などの特定月だけに増額支給された場合におけるその給与については、その特定の月において支給された額のうち各月において支給される額を超える部分の金額は臨時的な給与とされる（法基通9-2-13）。

(2) 役員賞与について

役員賞与とは、役員に対する臨時的な給与（債務免除による利益その他の経済的な利益を含む。）のうち、他に定期の給与を受けていない者に対し継続的に毎年所定の時期に定額（利益に一定の割合を乗ずる方法により算定されることとなっているものを除く。）を支給する旨の定めに基づいて支給されるもの及び退職給与以外のものとされている（法35④）。

また、役員賞与については、損金不算入とされている（法35①）。ただし、使用人兼務役員に対して、使用人分の賞与を他の使用人の支給時期に支給し損金経理をしたときは、その損金経理した金額のうちその職務に対する相当な賞与の額は損金の額に算入される（35②）。

(3) 役員退職給与について

役員退職給与とは、役員に対して退職という事実により支払われる一切の給与をいう。役員の退職給与については、退職する事業年度において損金経理をしなかった金額及び損金経理をした金額で不相当に高額な部分の金額は損金不算入とされている（法36）。

この場合の「不相当に高額」であるかどうかは、退職給与の支給を受けた役員の勤務期間、その退職の事情、退職給与を支給する法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給状況等に照らして判断されることになる（令72）。

(4) 役員報酬と賞与の具体的区分について

役員給与について、給与の支給形態によって報酬か賞与かの区分判定を行うこととしたのは、役員に対する給与の性格付けをその支給名目などの形式によって行うことは事実上不可能であるという観点に立って考えられたものと思われる。したがって、仮に法人がその役員に支給した給与の額がたとえあらかじめ定められた支給基準に基づくものであり、かつ、その金額が客観的にも適正なものであったとしても、その支給形態が臨時的なものであるならば、現行税法上、役員賞与として損金不算入として扱わざるを得ないのである。

このようなことから、通達では、賞与として取り扱う支給形態について、二つ例示している（基通9-2-13（注））。

イ 毎月支給される役員報酬の額が前月の売上高に応じて増減させるように定められているような場合には、その役員報酬として支給する給与の額のうち売上高のいかにかわりなく支給されることとされている金額を超える部分の金額は、定期の給与には該当しない。

これは、一種の利益スライドの給与として、固定報酬部分を上回る部分の報酬については、定期の給与としては認めないことを明らかにしたものである。

ロ 役員に対して支給する報酬の額を年額又は半年額等として定め、その範囲内で、各月ごとにおおむね定額を支給するほか、特定の月だけ増額して支給した場合には、たとえその年額等として定められた金額がその役員に対する報酬の額として相当な金額の範囲内のものであるとし

ても、その特定の月において支給される額のうち各月において支給される額を超える部分の金額は、定期の給与には該当しない。

また、法人が役員に対して月俸、年俸等の固定給のほかに歩合給若しくは能率給又は超過勤務手当（使用人兼務役員に対する超過勤務手当に限る。）を支給している場合において、これらの支給が使用人に対する支給基準と同一の基準によっているときは、これらの給与は法第35条第4項（賞与）に定める臨時的な給与としないで定期の給与とするとしている（基通9-2-15）。

法人税法がこのように、役員報酬を原則損金算入とし、役員賞与を損金不算入としているのは、役員に対して支払う金銭等のうち、役員報酬は、業務執行の対価として会社の業績に関係なく（利益の有無）支払うもの、すなわち、通常かつ必要な「費用」であり、これに対し役員賞与は、役員が会社の機関として経営上の責任を負い業務遂行を行っていることから、その功労又は業績に対する報償として、その年度利益から分与されるもので、すなわち、「利益処分」であるという考え方からきている。ただし、業務執行の対価であるか、利益の分配であるかを外形的に判断することは困難であることから、法人税法では、「定期の給与」であるか否かという形式的な基準を置いたものと思われる。

4 事例の検討

そこで、業績連動型役員報酬が法人税法上の役員報酬として認められるかどうかについて、三つの事例に基づいて検討してみたい。

〔事例〕

A 前期決算の経常利益に一定割合を乗じた金額を年間報酬額とし、これの12分の1ずつを各月に支給する方法（確定報酬額）

B 前期の月額報酬の40%相当額を確定報酬額とするとともに、前月の月次経常利益に一定割合乗じた金額を変動報酬額とし、その合計額を各月に支給する方法（確定報酬額+変動報酬額）

C 前月の月次経常利益に一定割合を乗じた金額を各月の支給額とする方法（全額変動報酬額）

〔検討〕

(1) Aの事例について

この事例は、前期決算の経常利益に一定割合を乗じた金額を年間報酬額とするという点において

は業績連動型報酬である。

年俸制でなくとも、企業が役員の間報酬額の算定に前年の実績等を考慮することは一般的であるが、年間報酬額そのものが前年の経常利益をベースにして算定されるとなると、それは、利益の分配ではないかという疑問が生じる。しかしながら、役員報酬は、役員に対する給与のうち、賞与及び退職給与以外で定期的に役員に支給するもの、すなわち、役員に対して定期的に定額を支給するものという形式基準を採用していることからすると、本件においては、たとえ前年の経常利益が算定の基礎とされていたとしても、算定された年間報酬額の12分の1の金額を月額報酬として毎月支給することとしているのであるから、税務上も役員報酬としてその全額が損金に算入されるものと思われる。

(2) Bの事例について

まず、確定報酬額についてみると、前期の月額報酬の40%相当額を毎月支給するということであるので、税務上、全く問題となるどころはなく、この部分については全額損金に算入される。

次に、変動報酬額であるが、この額は、前月の経常利益に一定割合を乗じた金額とされており、この部分については、まさしく業績連動型報酬となっている。

そこで、このように毎月変動のある報酬について、税務上、役員報酬として認められるかどうかについて検討してみる。

役員賞与及び退職給与については、いずれも臨時的に支給される給与であるが、役員報酬は、逆に臨時的に支給されないもの、すなわち、定期の給与ということになる。

ところで、定期の給与とは、あらかじめ定められた支給基準に基づいて、毎日、毎週、毎月のように月以下の期間を単位として規則的に反復又は継続して支給される給与である。しかし、これらの給与であっても、通常行われる給与の増額以外において特定の月だけ増額支給するような基準となっている給与については、その特定の月において支給された額のうち各月において支給される額を超える部分の金額は役員賞与とされている（法基通9-2-13）。

また、例えば毎月支給される役員報酬の額が前月の売上高に応じて増減するように定められてい

るような場合には、その役員報酬として支給する給与の額のうち売上高のいかにかわりなく支給されている金額を超える部分の金額は利益の分配としての性格が濃いと認められるので、定期の給与たる役員報酬には該当しない（法基通9-2-13（注）1）とされている。

本事例における変動報酬については、前月の経常利益に連動するということからすると、上記通達による「売上高に対応する役員報酬」の考え方に準じて判断すればよいのではないと思われる。また、「売上高」よりも「経常利益」を算定基礎にした方がより利益の分配としての意味合いが濃くなることからしても、現行の取扱いでは、本件変動報酬部分は、役員賞与となり損金不算入となるものと思われる。

(3) Cの事例について

この事例は、役員報酬のすべてについて、前月の経常利益に一定割合を乗じた金額を役員報酬として支給する方法である。すなわち、月額報酬の全部について業績連動型報酬となっている。

基本通達9-2-13（注）の1の取扱いは、(2)の事例のように、固定報酬部分がある場合について定めた通達であるが、本事例は、固定部分の報酬がない場合、すなわち、役員報酬の全額が経常利益に一定割合を乗じた金額として支給される場合であるので、現行の取扱い上、前記通達を直接適用して判断することはできないものと思われる。そうすると、この報酬として支給した全額が役員報酬となるか、あるいはその全額が役員賞与となるかが問題となる。仮に、これの全額が役員賞与であるとすると、このような役員報酬の支給基準を採用する企業の役員については、業務執行に対する対価が全くないことになってしまう。また、その全額を役員報酬であるとする、同通達（法基通9-2-13（注）の1）の取扱いとの整合性がとれないことになる。

しかしながら、このような支給形態の役員報酬について、現時点において報酬か賞与かの判断をすとなれば、現行税法上、役員報酬は、役員に対して「定期的」に「定額」を支給するものという形式基準を採っている以上、(2)の事例の変動報酬部分と同様に、その全額が役員賞与として損金不算入になると言わざるを得ないものと思われる。

5 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給について

最後に、業績連動型報酬とは直接関係がないが、退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給について簡単に説明しておきたい。

役員退職慰労金制度を廃止した場合、定時株主総会時に退任する取締役及び監査役のみならず、その後も在任する取締役及び監査役に対しても、それまでの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給する旨の議案が定時株主総会に付議されることになる。

この場合の支給の時期についてであるが、議案上、「各役員の退任時」と明示するか、特に明示しないかによって大きく異なることになる。

この両者の違いは、法人税法上の損金算入が可能かどうかに関連する。すなわち、役員に対して支給した給与は、報酬であれば損金算入が認められ、賞与であれば損金算入が認められないことになるが、退職給与は給与の後払い的性格を有すると考えられていることから、役員報酬に準じて取

り扱われている。しかし、退職給与はあくまでも「退職」によって支給されるものであるから、在任中に支払われたものは、退職給与として損金算入が否認され、逆に受け取る役員側においても、所得税法上の退職所得として認められないことになる。

そこで、このリスクを避けるためには、支給時期は、「各役員の退任時」と明記しておくことが肝要と思われる。

6 おわりに

冒頭でも述べたとおり、昨今、業績連動型報酬制度を導入する企業が多くなってきた。ところが、役員報酬の現行の取扱い、改正前の商法の規定を前提としたものであることから、業績連動型報酬については、役員報酬としては認められず、役員賞与と認定される可能性が非常に高くなっている。

そこで、法人税においても、経済社会の実態に即した役員報酬の取扱いについて早急に定めてもらいたいものである。

新 役 員 の 紹 介



会員の御協力を

副支部長

池 上 悦 次

この度の支部役員の改選により、前期に続き役員を引き受けることになりました。前期は新設の組織部長として、防災対策、支部諸規則、細則の見直しなど微力ながら努力してまいりました。

今期から、支部規則の改正により、副支部長と各部長とを分離し、新しい支部組織のもと、副支部長として、支部長を補佐し、各部で活動する幹事の皆様と力を合わせ支部活動が円滑に行えるようがんばりたいと思います。支部の運営の充実に努めてまいりますが、そのためには会員の皆様一人一人のご理解とご協力が必要です。支部行事、研修会等には是非出席していただきますよう、お願いしてあいさつとさせていただきます。



副支部長就任の抱負

副支部長

中 島 美 和

今年度、副支部長を拝命いたしました。前期までは部長兼任副支部長ということでしたので、研修部長を兼務しておりました。部長と副支部長の兼務は日本橋支部特有の制度でしたが、どうしても部長職が優先となり、支部長を補佐すべき副支部長職に重きを置けないところがありました。本年度からは、副支部長のみの役職となりましたので、河原支部長を全力で補佐してまいりたいと思います。

また、支部情報システム委員会委員長の職は引き続き務めることになりました。支部研修部と協力しながら、国税・地方税の電子申告、事務所のペーパーレス化等に対応できる情報発信を目指したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



ごあいさつ

副支部長
浅野 汎子

この度の支部役員の改選により、再度副支部長を務めさせていただくことになりました。ご推挙いただきました先生方には厚くお礼を申し上げます。日本橋支部は女性会員が少ない支部でございますが、現在は5名の女性役員が活躍しています。支部行事には研修会の他ゴルフ、カラオケ、囲碁等の趣味の部会もあり、それらを通して多くの情報も得られます。開業、勤務を問わずより多くのご参加により会員の皆様に支部を活用していただけるよう微力ながら尽くして参りたい所存でございます。



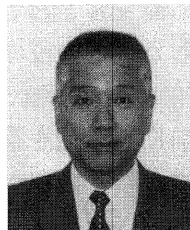
新役員就任にあたって

副支部長
吉村 博一

副支部長の職を仰せつかりました吉村です。これからの2年間、副支部長として河原支部長を補佐し、日本橋支部会員の皆様のために努力していきたいと考えております。また、ひとりでも多くの会員の皆様が支部行事に参加して頂けるような環境を整え、日本橋支部がますます活性化するように、精一杯尽力したいと思います。

ここで、自己紹介をさせていただきます。いわゆるロマンスグレーではありますが年はまだ若い方です。2,3年前から映画に凝り、昨年は夫婦割引で50本を制覇し、今年は現在22本をばく進中です。大きな画面でゆったりシート、何十億円もの大作が1,000円で観られるなんて楽しいですね。

お酒は頂けませんので心苦しいですが、ウーロン茶でほろ酔い気分になれますので、皆様どうぞ宜しくお願い申し上げます。



総務部長に就任して

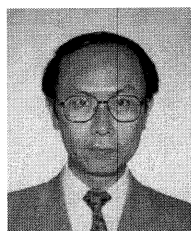
総務部長
大矢 勝昭

前期に引き続き幹事に推挙頂きました大矢です。しかも、河原支部長から総務部長という大役を仰せつかりましたことに、重責を感じております。

河原支部長は支部の業務には、十分精通されておりますので、私の仕事を助けて頂けると確信してこの大役を引き受けました。なにしろ、支部業務はまだ2年弱しか経験しておりません。皆様のご協力をお願いいたします。

支部では、昨年からは組織部によるブロック班別の常会や支部新年会を開催いたしました。一般会員の参加者は少ないように思いました。今年は是非ご参加をお待ちしております。

会員皆様のご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

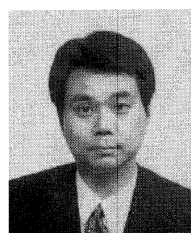


幹事(総務部)に就任して

幹事(総務部)
笠倉 純二

この度、支部役員選挙により幹事に選任されました。総務担当ということで本年4月1日から施行されております個人情報保護法も、東京税理士会全体では適用取扱事業者に該当するとのことで、当支部の業務においても、慎重に対処していかなければいけないと考えております。

会員の皆様のご期待に添えるよう部長の下、微力ながら頑張りますので宜しくお願い申し上げます。



幹事就任ご挨拶

幹事(総務部)
大澤 昭人

早いもので新幹事就任のご挨拶を申し上げてから2年がたちました。河原支部長のご指導のもと、

初めてづくしの事に戸惑いながらも諸先輩とともに総務部の仕事に取り組んできました。この度の役員改選にあたり、再度幹事を務めさせていただくことになりました。今期は、前期の活動を踏まえて（多少の余裕をもって事に当たらせていただけるのではと思っていますが・・・どうなることでしょうか?）より支部活動に精進する所存です。今後ともご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。



幹事就任あいさつ

幹事（総務部）
東 原 豊

この度支部役員改選で、引き続き、幹事として総務関係の会務を担当させていただくことになりました。微力ながら一生懸命努めてまいりたいと考えておりますので、ご指導の程宜しく願います。

さて、最近思うことですが、これまでの不摂生がたたわり体力の衰えを感じさせる場面が多くなってしまいました。

20歳代・・・今から心掛けよう健康管理

30歳代・・・真剣に考えよう健康管理

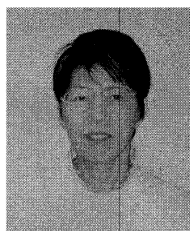
40歳代・・・待たなしの健康管理

50歳代・・・後がないぞ健康管理

というように心掛けて来れば少しは改善されていたのではないかと思うのですが、怠り続けた結果、とうとう、60歳代・・・???健康管理という厳しい状況に至ってしまいました。

しかし、この歳になって健康管理の大切さを身にしみて感じるようになり「まだまだ間に合うぞ健康管理」と慰めながら節制をし始めているところです。

最近はコンプライアンスという言葉をよく耳にしますが、社会的な面で、企業経営の面での法令遵守同様に、自身の健康面のコンプライアンスも最重要事項と捉えて実践していかなければならないものと考えております。



会員相互の 繋がりを大切に

幹事（総務部）

小 早 志 睦 子

今年から2年間引き続き幹事として、総務部担当を拝命致しました。微力ながら支部運営に少しでもお役に立てればと思っております。会員の皆様も支部の行事には、出来る限り参加していただき会員相互の繋がりをより親密に魅力ある支部になる様努力したいと思っておりますのでご協力よろしくお願い致します。



研修部長就任 にあたって

研修部長

岡 田 昇

この度の支部長の指名により研修部長に選任されました岡田昇と申します。本会の理事として2期4年を経過し支部に戻ってきて当分の間無職で過ごせるかと思っていたのですが、支部長の指名により研修部長を務める事になり、はじめは、大変な部長（歴代の研修の鬼と言われた、成田先生、中島先生....）を引き受けたなあと思っていましたが、引き受けたからには、部員の皆様と、一緒にどのような研修が必要か意見を聞きながら支部会員の為によりよい研修になるような研修を実行して行こうと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

また、支部会員の皆様には希望の研修があれば研修部に要望をあげていただくようお願い申し上げます。



支部研修へのお願い

幹事（研修部）

嶋 本 欣 也

引き続き研修部に所属することになりました。できる限り研修を受けるには、研修部員になるのが一番と考えたというやや不純な動機ですが、そうはいいまして、支部会員の皆様のニーズに合

った“適時適切”な研修の実施を目標に、微力を尽くしたいと考えています。

《お願いその1》

支部研修について、研修内容、講師、研修方法、時期、日時、場所、教材、受付方法、研修日程案内、受講希望者の把握などに関するご意見・ご要望をお聞かせ下さい。

《お願いその2》

支部研修に参加しましょう。次のような特典もあります。

- ・会場はゆったり座れて、机もあるので、メモしやすい。
- ・受講申込を忘れていても、来場すれば受講可。
- ・研修時間は半日以下なので都合をつけやすい。
- ・参考図書の割引販売がある。



引き続き “研修部”です

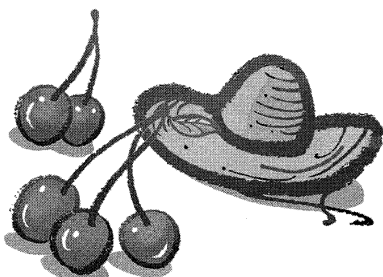
幹事（研修部）

秋元 玲子

4期目の“研修部”です。会員全てが研修の努力目標である36時間（平成15年10月実施）をクリアし、必要な知識と情報を取得できるよう、お手伝いするのが研修部のお仕事です。CD-ROM研修やライブ配信研修など、新しい形の研修も増えてきました。京橋支部とのジョイント研修も積極的に取り組んでいます。

もう一つ情報システム委員も引き続き務めることとなりました。国税のe-Taxに加え、今年は地方税の電子申告eLTax（エルタックス）が開始しました。4月からはe-文書法、個人情報保護法施行など、税理士事務所を取り巻く環境も変化してきています。

今期も皆さんの希望等もお聞きし、よりよい研修内容に努めていきたいと思っています。今後とも宜しく願いいたします。



役員ごあいさつ

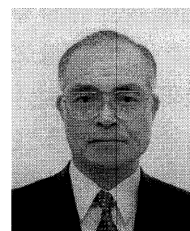
幹事（研修部）

山科 裕紀

この度、不本意ながら研修部に属することになりました。他の部に希望を出していたにもかかわらず、どういう訳か研修部になりました。他に適任者はいないのでしょうか。とは言うものの選任された以上は一生懸命やるしかないのです、これから研修部モードに切り替えようと思っています。

ご承知のように今般会計に関する環境（もう研修部モード）は、金融商品会計、税効果会計、退職給付会計等大きく変化をしてきています。特に、平成18年から施行されようとしている“新会社法”は、大企業だけではなく、中小企業にもかなりの影響を与えるものになっております。こういう流れに遅れることのないように、常に自己研鑽に励まなくてはならないということはおわっているのですが、これがまたなかなかできそうでできない。既に公認会計士協会では、年間40単位（時間）の研修が義務付けられています。私も最初は、研修カードだけを出して早々に引きあげていたのですが、近頃では少し変わりまして次はどういった研修があるのだろうか、楽しみにしています。

研修会は、嫌々出ると本当につまらないけれど、興味を持って出ると、結構、面白いということを発見しました。



幹事就任あいさつ

幹事（研修部）

上中 澄雄

このたびの役員改選におきまして、研修部の幹事を仰せつかることとなりました上中でございます。昨年の9月に新規登録し当日本橋支部に所属させていただいた新参者で、右も左も分からない事ばかりでございますが、誠心誠意お手伝いさせていただきます所存であります。

昨年の税理士登録時の研修を受講し、さらに納税者と接触するたびにわれわれ税理士に課せられている使命の重大さを改めて痛感いたしました。

税法はもとより、税を取り巻く事項がめまぐるしく変化する中で、自分自身の未熟さに思い知らされております。研修部に所属させていただいたこの機会をとらえて、支部のお手伝いをさせていただきながら自分自身の向上に努めてまいりたいと思っております。

先生方の一層のご指導とご支援を賜りますよう心からお願いいたします。



幹事就任にあたって

幹事（研修部）
高 木 建 郎

本年度の支部役員の改選により、研修部担当幹事を務めさせていただくことになりました。税理士に対する信頼の向上と、地域社会の貢献のため、今以上に研修の充実が求められています。開業2年目で日も浅く、不案内なことばかりですが、会員の皆様方のご指導、ご協力を得て精一杯励んでまいりたいと思いますので宜しくお願い申し上げます。



広報部長就任のご挨拶

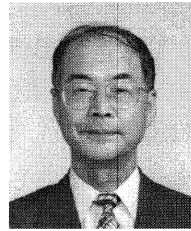
広報部長
福 本 光 男

この度の支部役員改選に当たり多くの会員の先生方の多大なご支援をいただき、引き続き幹事を務めさせていただくこととなりました。「今期は広報部長を」との河原支部長よりのご指示でお引き受けさせていただくこととなりました。私で十代目の広報部長になります。過去、広報部長は支部でも素晴らしい経歴をお持ちの先輩方が務めておられます。私には荷が重い気が致しますが、優秀な広報部担当の幹事の先生方と素晴らしいチームワークで、他支部に引けを取らぬ支部広報誌を目指し頑張っていきたいと考えております。

支部会員も720余名を数え大所帯となりましたが、皆様のコミュニケーションの場として喜んでいただける、印象に残る楽しい紙面作りを目指していきたいと思っております。

そのためには会員の皆様からの原稿が頼りです。

広報部員から皆様へ原稿のお願いがありました際は、是非お引き受け下さるようお願い致します。紙面に対するご意見ご指導もお寄せ下さい。宜しくお願い致します。



幹事就任にあたって

幹事（広報部）
鈴 木 毅

この度、広報担当の幹事を仰せつかりました鈴木毅です。

「にほんばし」紙面が、会員皆様方の心のオアシスになれるよう精いっぱい努力して参りたいと思います。

よろしくご協力のほどをお願いいたします。



幹事就任にあたって

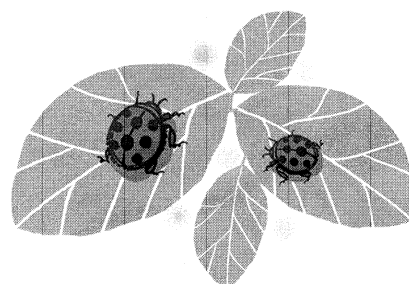
幹事（広報部）
佐々木 則 司

この度の支部役員改選におきまして、引き続き支部幹事を務めさせていただくこととなりました。

前期の2年間は広報部で仕事をさせていただきました。浅野副支部長には何かとご指導いただいたのですが迷惑のかけばなしだったように思います。そのせいなのか広報部に留年ということになり、また一期務めることになりました。

広報誌は企画と原稿がいのちですので、こちらからのお誘いのときはぜひ原稿にご協力をお願いします。また寄稿してみたいと思われた会員のかたは、ぜひ広報部へご一報下さい。

この2年間一生懸命やっていきたいと思っておりますので支部会員の皆様、また役員の方々、今後ともご指導の程よろしくお願い申し上げます。





挨拶申し上げます

幹事（広報部）

高橋 美津子

広報部幹事に就任しました高橋美津子です。先日顧問先で広告の企画制作をしている社長という話しました。その中で、その社長は、「電子辞書ではなくて私は普通の辞書を使うのだ。何故なら普通の辞書だと隣に書いてある字や言葉も読めていろいろ参考になる。燦燦と書くつもりで燦の字を調べていて隣にある餐という字が目に入った。そこで燦燦ではなく燦餐という言葉を使って宅配のメニューを作ったらヒットして赤字が立ち直った。」と言った。デジタル化の時代に伝統ある広報誌を作る意味はそこにあると思います。

表紙を見て「日本橋支部」を実感する事、次々と並ぶ原稿が支部の先生方と一緒に会話しているように思える事。私は広報部員として原稿の段階から先生方の文を読ませていただけることをとてもありがたく思います。

どうぞこの一年宜しくお願い致します。



新役員就任にあたって

幹事（広報部）

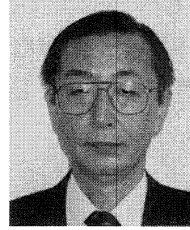
山本 勝

広報部担当との連絡を受けましたが、正直なところ広報について何の知識も経験もなく大変戸惑いを感じております。

年齢は、一人前に重ねてきてはおりますが、開業して2年足らずのため日本橋支部のことも、まだまだわかっておりません。これから、しっかりと勉強して、少しでも日本橋支部の発展のために尽くしていきたいと思っています。

広報部の、重要な仕事のひとつとして、会報「にほんばし」の発行があると思いますが、今までどおり会員の先生方に興味を持って読んでいただけるようなものをお届けできたらいいなと考えております。

そのためには、幅広い情報を集めることが大切であります。今後とも引き続き先生方のご協力をよろしくお願い申し上げます。



新役員就任にあたって

幹事（広報部）

原 幸

税理士一年生の新参者ですが、この度、支部役員の一員とさせていただくことになりました。まことに微力ではございますが、全力投球で務めさせていただきますつもりです。

担当は、広報部でございます。いままで広報関係の仕事は一度も経験したことがなく何もわかりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

今後、会員の皆様方には、広報誌「にほんばし」の原稿の依頼などをお願いにお伺いすることがあるかと思いますが、その節はご協力のほどよろしくお願いいたします。



厚生部長に就任して

厚生部長

栗原 勝

このたびの支部役員改選により厚生部長を務めることとなりました。

私は、支部の役員として3年目にし部長という重責を担うこととなりましたが、部員を初めとして支部役員の御協力の下に会員各位のストレス解消に努めたいと考えておりますので、会員皆様方の積極的な参加を期待しております。

厚生部の主な事業として、スポーツ愛好家の為の野球部・ゴルフ部・ボーリング部・テニス部があり、趣味・娯楽の観劇会・囲碁部・カラオケ部があります。

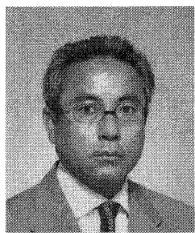
観劇会とボーリング大会は、会員のほか家族・事務所職員も参加できますので、会員の皆様におかれましては、いずれか一つには是非参加していただき、会員・家族・事務職員の親睦に努めたいと思います。

昨今、個人情報保護法の施行に伴い、プライベート保護の名の下に我々、税理士が行う職務上の権限行使が制約を受けることが予想されます。

税理士会としても会員各位の職務が円滑に且つ短時間に処理できる様に官公庁に対して、なご一

層の理解を得るように努めて欲しいと希望します。

新しい行事にもチャレンジしたいと考えておりますので、厚生部の活動に対する御支援をよろしくお願い致します。



再任の挨拶

幹事（厚生部）

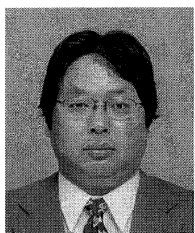
坂下 眞一郎

昨期に引き続き、厚生部副部長の任に就かせて頂くことになりました、坂下眞一郎です。

これで厚生部に所属するのは4期目となりました。厚生部部長は吉村先生から栗原先生に引き継がれました。厚生部には初めてお出でになった栗原先生をバックアップすることが私の使命だと思っております。副部長として2期目となる今期の目標を、「先生方の願いをたくさん拝見する」と掲げております。と、申しますのも、厚生部の主催するイベントが毎年変わり映えしないため、参加される先生方の顔ぶれもあまり変わらないのです。

そこで、小生、思案の末、はたと思い付きました。「新しい企画を立てよう」というものです。今までに実施していなかったイベントを新厚生部で思案したいと思います。皆様に直接アイディアをお伺いしたいとも思っております。更に、ゴルフ部（T.N.G会）の参加人数も減少しており、20人を割っております。20人以上の先生方にご参加頂くために、従来の平日開催だけでなく、年1回位は土日、祭日の開催も計画していこうと考えております。これにより、現在の年間4回開催を5回開催に増やすことも可能かと思っております。

皆様に喜んで頂けるよう、開催方法も含め、新しい企画を打ち出してまいります。



幹事就任にあたって

幹事（厚生部）

井上 眞一

この度の支部役員改選にあたり、前期に引き続き厚生部の幹事を務めることになりました。残念なことにゴルフ部、野球部などへの参加者がだん

だん減ってきているのが現状です。税理士の勤務形態が変わって、以前より時間的制約が厳しくなってきたのが大きな原因ではないでしょうか。支部活動について更にご理解をいただき、参加しやすい日時、場所の設定を考えると共に、もっと気軽に参加しやすい新しい活動も考えていきたいと思っております。



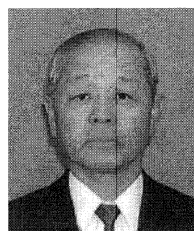
幹事就任のご挨拶

幹事（厚生部）

本 田 純 二

この度、新たに厚生部の幹事を努めさせていただくことになりました本田でございます。皆様方の仲間入りをさせていただいてからまだ2年足らずと日も浅く、果たして幹事としてやっていけるか、いささか不安に感じていますが、栗原部長の下、一人でも多くの皆様に楽しく催し物に参加していただけるよう努力していきたいと思っております。

どうか皆様方のご協力の程よろしくお願いいたします。



役員就任にあたって

幹事（厚生部）

加 藤 照 雄

前期に引き続き、厚生部担当幹事に就くことになりました。

正に、名前だけの感じで何のお役にたつこともできず、かえって他の役員の先生方にご迷惑をお掛けしたのではと反省しきりです。

今期は……と思っておりますので会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



幹事就任のあいさつ

幹事（厚生部）

岡 本 八 郎

新たに幹事に選任されました岡本と申します。皆様のご支援を頂きながら、厚生部担当として、

身近で魅力のある支部活動に向け努力していきたくて考えております。どうぞよろしくお願いいたします。



役員就任にあたって

組織部長

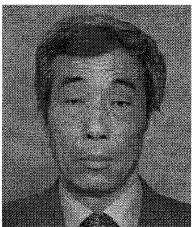
田村 慎太郎

このたびの支部役員の改選により再選を受け、組織部長に選任されました。

これまでの2年間は総務部の一担当として不十分ではありましたが、支部業務の取りまとめの面から支部活動に参加させていただきました。その結果、支部活動の大変さと大切とがよく判ってきました。

今後は、組織部担当として各ブロック相互連絡網の見直しとか支部諸規則、細則等の見直しを図り建議することなどの任務につくことになりますが、正直に言って私に務まるか心配しております。

しかし、お引受けしたからには、微力ではありますが精一杯努力していきたくて考えておりますので、会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



幹事就任にあたって

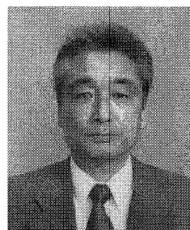
幹事（組織部）

牛 田 英 郎

今度の支部役員改選により、幹事を勤めさせていただくことになりました。

これから2年間、組織部の仕事をお手伝いすることになりますが、事業計画にもありますように、防災対策として組織の整備を図り、会員の皆さんの連絡網が円滑に機能するよう、田村組織部長のもとで、協力していきたくて思っております。

会員諸先生方の暖かい御指導と御協力をお願い申し上げます。



幹事就任のあいさつ

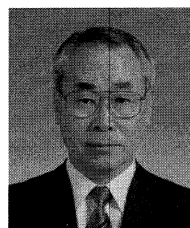
幹事（組織部）

下 村 信 義

このたびの支部役員改選にあたり、再度幹事を努めることになりました。担当は引き続き組織部の所属です。

組織部担当の、部長のもと職務に微力ではありますが、一生懸命やっていきたい所存です。

会員皆様のご支援の程よろしくお願い申し上げます。



幹事就任のご挨拶

幹事（組織部）

恒 岡 満 勝

このたびの支部役員改選により、幹事（組織部担当）を務めさせていただくことになりました。

新任で、無知なことばかりであることから、行き届かない点やご迷惑をおかけすることも多々あるかと存じますが、田村組織部長のご指導をいただきながら「力足らざる者は中道にて廃す。いまなんじは画れり」という教えを肝に銘じ、支部発展のため精一杯努めてまいりたいと思っております。

会員皆様の温かいご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



再度経理部長に就任して

経理部長

若 狭 茂 雄

河原支部長が退任されると、私も経理部長を退任し更なる飛躍を求めていこうと考えていましたが・・・。

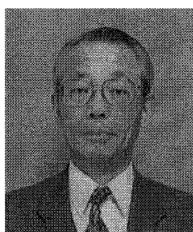
図らずも河原支部長の続投となり、河原支部長を支える者の一人として、支部長に頼まれると「ノー」と言えない私としては再度経理部長を引き受けることにいたしました。一期目におきましては会員皆様のご協力により何とか無事勤めさせて

頂き有難うございました。

さて支部役員構成も新制度となり、支部長、副支部長4人、各部長8人による支部運営が始まります。実質多くの汗をかいて働かねばならないのは部長であります。

その中で経理部長は会員の皆様の貴重な会費収入を、支部活動のより良い運営に生かされる使い方をし、その収支を明瞭に表現する事です。ただし会費納入には会員皆様のご理解とご協力がなければどうにもなりませんので、今後ともより一層のご理解とご協力をお願い致します。

河原支部長と共にあと2年間一生懸命頑張りますので、会員各位の温かいご協力とご支援下さいますようお願い申し上げます。



経理副部長拝命

幹事（経理部）

石川 勝之

このたびは日本橋支部の幹事に選任され、経理副部長を拝命致しました。

前任は支部監事で2期4年間、務めさせていただきました。その間、当支部の決算報告書は以前に増して改善され公益法人会計基準に照らし遜色のないものとなりました。監事の責任は果たせたと考え、次期は役職から引退する予定でございました。

しかし、昨年10月に総務省から「改正公益法人会計基準」が公表され、財務諸表の体系を全面改訂のうえ平成18年4月1日以降開始する事業年度から実施するものとされました。

当支部としても改正基準の適用に向けて研究を重ね、平成18年度の予算書及び決算書は改正基準が規定する「財務諸表」様式に沿って作成し次年度以降の支部会計にその様式を定着させることが必要であります。私は公益会計に興味がありますので自分の勉強も兼ね改正基準に準拠した適正で且つ分かりやすい決算報告書の作成をめざして経理部長を補佐し、「支部経理規程」の改正も含めて研究してみようと思い、今期は経理副部長をお引き受け致しました。

会員の皆様には今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



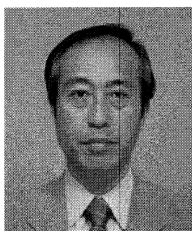
役員就任にあたって

幹事（経理部）

田中 啓資

今年度、新たに支部役員を拝命いたし、経理部を担当させていただきます。

私のあしあとを書かせていただきましたので、よろしくお願い致します。



情報提供にご協力を

綱紀監察部長

星野 光一郎

本年度の支部役員改選により、高橋保先生の後任として河原支部長より部長に指名され、綱紀監察部を担当することとなりました。

経験が浅く非力ですが、支部会員の皆様のご指導とご協力を賜りながら責務を全うしてゆく所存であります。

所掌であります綱紀監察部の仕事は、会員の品位問題、会員相互および会員と納税者との紛争事案等の綱紀事案そしてニセ税理士による職域侵害の監察事案であり、部としての活動がなくて済むことが望ましいと思いますが残念ながら毎年、綱紀監察事案が発生しています。

綱紀監察事案は、なかなか見えにくい事案でありますので会員皆様のご協力を得ながら事案の防止に取り組んで参りたいと思います。

新年度の当部の運営は、蟻坂欣一先生、小出純江先生とともに担当してまいります、重ねて会員の皆様のご指導とご協力を御願い致しまして就任のご挨拶とさせていただきます。



幹事就任の挨拶

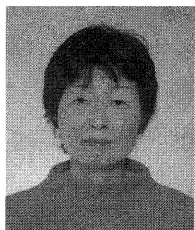
幹事（綱紀監察部）

蟻坂 欣一

この度の支部役員改選に当たり、再度幹事を務めることになりました。

今回、割り当てられた綱紀監察の仕事は全くの

素人ですので星野部長のご指導を受けながら任期を全うしたいと思います。皆様方のご協力をお願い申し上げます。



幹事就任にあたって

幹事（綱紀監察部）
小 出 純 江

この度の支部役員改選にあたり、丁度10年ぶりに支部幹事を努めさせていただくことになりました。微力ながら20年以上お世話になっている日本橋支部のお役に立つこと、河原支部長を支えること、女性税理士の声を少しでも支部運営に反映させていくことを願っております。

10年の歳月は「瞬発力」こそなくしたものの、より大きな「持久力」をもたらしてくれたと思っております。

先輩幹事の先生にご指導いただき、綱紀監察部の仕事を全うしたいと思います。 よろしくお願い申し上げます。



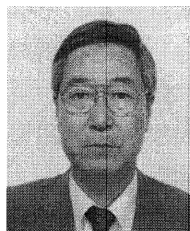
新役員就任にあたって

渉外対策部長
浅 井 光 政

この度、渉外担当部長に就任いたしました浅井光政でございます。

永年在籍しておりました税務の職場を去り、昨年9月に税理士事務所を開設したばかりの新米でございます。不馴れゆえ、諸先輩のご指導を賜りたく、何卒よろしく御願いたします。

難しいことですが、「誰かがやらねばならぬなら、人の嫌がることは進んでやるべし」と心しております。「日本橋支部のため少しでもお役に立てるならば」と念じております。



幹事就任にあたって

幹事（渉外対策部）
中 沢 勇

この度の支部役員選挙で、三期目の幹事を務めることとなりました中沢です。河原支部長の指示により、前期に引き続き渉外対策を担当致します。浅井部長と共に各種団体（商工会議所、法人会等）の税務相談行事が円滑に運営できるように精一杯頑張っていきたいと思っています。特に今年度から新たに法人会の個別税務相談が始まりますので、一層気を引き締めて対応していきます。

又、税務経営指導所（記帳指導、確定申告無料相談等の業務）も引き続き担当することになりました。どちらも会員の皆様のご協力がなければ、成り立たない事業です。積極的にご参加下さいますよう、お願いいたします。



役員就任にあたって

幹事（渉外対策部）
福 岡 敏 郎

前回に引き続き、渉外対策部と日本橋税務経営指導所の業務を担当させて頂くこととなりました。皆様、宜しくお願い致します。

さて、この度「日本税理士会連合会会則」中「税務援助」の規程が「税務支援」と改められることとなりますが、これに伴い、確定申告時期における「無料相談」の実施方式が、大きく変わって行くことになりそうです。

日本橋支部においては、従来は相談者数が少ないため、希望される先生方だけで「無料相談」に十分対応することが可能でしたが、中には、大半の支部会員に半ば強制的に相談日を割り当てて実施をしている支部もあると聞いております。そこで、対象者が少ない支部から多い支部へ「無料相談」の応援者を派遣することを、本会（東京税理士会）では検討しております。

そうなりますと、今まで「無料相談」に携わったことのない先生方にもお鉢が回って来ることが十分考えられます。確定申告の業務にも差し障り

が生ずることもあり得ます。その流れを止めることは私には出来ませんが、せめて、その応援者の派遣等について不公平がないように、推移を見守って行きたいと存じます。

皆様のお力添えを宜しくお願い申し上げます。



理事就任2期目に あたり

本部理事

浅見 達雄

この度の東京税理士会の役員改選に際し、再度立候補すべきとのご支援を頂き、当選させて頂きました。

この2年間、22回の理事会に出席しましたが、思い切った発言をすることもできず、ただ出席をし会議の内容を支部幹事会に報告するのみをまっとうしただけで終わってしまいました。

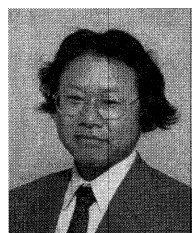
理事会での1年目は何が問題なのかを把握するのに時間を費やして、理解できないままに賛否を問われ、多数決で確定し進行してしまう、こんな感想を持ちつつ会議の運営に理解ができてきました。

前任期中は、国際部に所属し第一回国際都市税理士サミットの開催に携われたことは、大変ラッキーであったと思っていますが、このサミットの開催自体に批判があるようで残念でなりません。この事業は第47回の定期総会において承認された事業計画に基づいて実施されたものであるが、それでもそのような批判がある。

18000名を超える会員を抱える東京税理士会の運営が各会員に満足の行くようになされることは不可能であり、多数意見を集約して進めざるを得ないので批判が起こることは仕方のないことであるかもしれません。

各支部から選出された138名の理事により毎月の理事会での承認を経て運営される東京税理士会、その理事会を司る1人として、微力ながら会員に喜ばれる東京税理士会になるよう努力していきたいと思っています。

これから2年間ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。



東京税理士会理事に 選任されて

本部理事

木下 純一

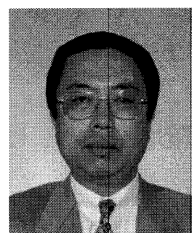
この度の選挙において、東京税理士会本部理事に選任された木下です。

今回で2期目になります。前は、初めての理事で右も左も分からないうちに就任し、少し理事の何たるかが、解るようになりました。一般会員は、理事会で議論され、決議され、東京税理士会がどのように運営されているかあまり知ることが無いと思います。

私もかつては知りませんでした。しかし理事となり本会の運営の一端を担ってみると、理事の任務の重要性を改めて認識しました。

理事は、理事会の運営に関わるだけでなく、本会の事業を担当しています。私は、前は研修部に属して会員研修の計画の立案、執行に携わりました。忙しくて大変でしたが、会員研修は税理士の資質の向上のために重要なもので意義のある部会でした。

新年度は、どの部に属するかまだわかりませんが、理事として出来る限りの力を出して行きたいと思っています。



力強い税理士制度を 目指して

本部理事

宮川 雅夫

現在、税理士業界は大きな波間を漂っているように思える。

一連の司法制度改革の潮流の中で、隣接法律専門職の中核といわれながらも、司法書士や弁理士等の他士業に比べて法律家としての扱いは極めて低い。

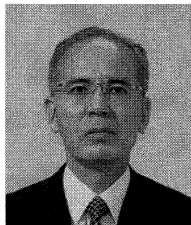
会社法の創設により会計参与制度が導入されるが、我が業界では相変わらず慎重論が主流である。やはり、会計の専門家は公認会計士なのだろうか？いうまでもなく、税理士は本業である税務業務によって社会的評価を得なければならない。

しかし、税理士業務（「税務代理」「税務書類作成」「税務相談」）だけでは、すべての税理士に仕

事が行き渡ることは困難であろう。

税理士は、コア業務以外の分野においてもその専門性を発揮し、職業群としての「税理士の価値」を高めていかなければならないのではないだろうか？

今般、東京税理士会の理事に就任ににあたって、このような観点から「力強い税理士制度とは何か」というテーマに取り組んでみたい。



理事就任にあたって

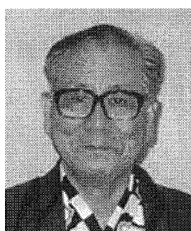
本部理事

藤山 清 春

この度の東京税理士会の役員改選に際し、会員皆様方のご支援により本会理事に就任することになりました。

この2年間は、支部の幹事として広報を担当し、会報「にほんばし」の編集に携わらせていただきました。

本会の理事は、初めてでございますし、担当部署も未定でございますが、精一杯務めたいと思いますので、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



就任ごあいさつ

監 事

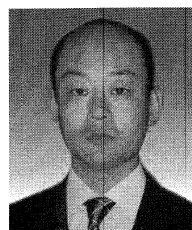
松 下 昇 三

この度、監事に就任いたしました松下でございます。会員並びに支部の事務職員の方々には、お世話になることと思いますが、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

5月は神田明神のお祭りがあり、氏子になっている神田・日本橋界隈は、にわかに活気づきます。私が20年程前、浜町三丁目で事務所を開いたときは、お神輿を担ぐ人が非常に少なかったように記憶しております。今年の場合は、子供神輿、大人の神輿とも担ぎ手が多く、賑やかで活気に溢れていました。千代田区・中央区が住人の誘致に力を注いできたことがようやく実を結び、オフィス・問屋街一辺倒の町並みからマンション等の居住区域を兼ね備えた複合都市へと変貌を遂げつつあります。特に、浜町三丁目は大規模な市街地開発が

行われており、地域経済の活性化に期待感が高まります。

景気の指標とも言われるタクシー業界では、この1～2年で約1万台が増加し、5～6万台が走っているそうです。1台当たりの売上げは増加前と殆ど変わっていないのとですから、約2割方景気が上向いていることになります。とは申しましてまだまだ景気の停滞感は否めないこの時期ではございますが、監事の職務を全うする所存でございます。皆様方のご協力をお願い申し上げ、就任のご挨拶といたします。



監事就任のご挨拶

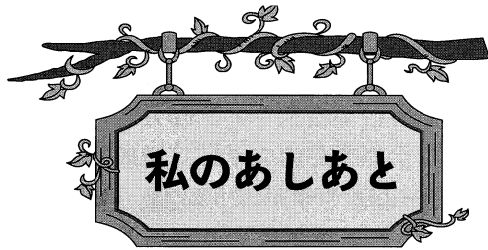
監 事

青 木 久 直

この度の支部役員改選におきまして、監事を務めさせていただくことになりました青木久直と申します。

日本橋支部に登録して10年、独立開業して1年、この間、支部の諸先輩方にはいろいろとお世話になりました。これからは若輩ながら皆様のお役に立てるよう切磋琢磨し、職務を全う出来るよう努力してまいりたいと思います。今後ともご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。





田中啓資

昨年7月の退官を期に、地元木更津の中学校と高校の同窓会に出席しました。40数年振りに再会した同級生は、地元在住者、他県在住者、外国在住者と懐かしい顔ぶれに加え、老齢でも矍鑠とした恩師数名も出席され楽しい一時を過ごしました。



中学校同窓会のスナップ

還暦を迎えた同級生、学生当時の写真と比べると、男性は髪が少なくなっても面影が残っており何とか判りましたが、女性陣については誰が誰だか判らなくて懇談の中で何人かの女性から小学生の時から同じクラスよと、叱られてしまいました。

私は自分から申すのも何ですが、学生時代はおとなしくてあまり目立たない人物と自称していましたが、恩師、同級生からは久しぶりに会ってみると、小生のことを話題が豊富で物腰に一段と貫禄が付いたとお褒めの言葉を戴きました。振り返って思いますと、これも税務の仕事について41年、職場で鍛えられたおかげで自分なりに性格を変えてこれたのかと、今更ながら税務の仕事に就いて良かったと感謝している次第です。

昭和38年4月に税務講習所東京支所普通科23期生として採用され、新宿若松町の校舎に20班300人の同期生と一年間、憲法・民法・商法・行政法等及び各税法をテスト、テストの連続で頭の中に叩き込まれました。私の班15名は、北海道3名、青森3

名、秋田1名、新潟3名、茨城1名、東京1名、神奈川1名、千葉2名の出身者で、一室6名の寮生活が始まったわけですが、千葉県から出たことのない私としては他県の人達との共同生活で、各々が持っているお国訛り（方言）が何を喋っているのか判らなくて日本の広さを初めて感じた思いがしました。消灯後に押入の中で懐中電灯の光の下試験勉強をした辛さより、一年間、同期の仲間とめぐり会え同じ釜の飯を食って培われた友情が未来永劫何よりも変えがたい財産となりました。

最初の赴任地が幸せなことに地元木更津税務署徴収課（管理）に配属され、自宅から歩いて5分の通勤であり、税務職員一年生ということもあって上司、先輩から手取り足取り親切に仕事を教えていただき楽しいことも沢山ありましたが、バイクに乗って滞納処分に向いた納税者宅が同級生の家で、差押え物件に封印している時に同級生の冷たい視線を感じたことや、結婚したばかりの嫁さんを立会いにして動産（テレビ等）を差押え、何軒か納税者宅を廻って帰署したところ、納税者（嫁さんの父親）が「息子の嫁が、税金を滞納する家には居られないと実家に帰ってしまったと。」カンカンになって怒鳴り込んできたこともありました。

木更津税務署を振り出しに千葉署、江戸川署、浅草署に勤務し6年間徴収事務と管理事務（国庫金出納計算、還付金、延納・物納等）を経験させていただき、長年の希望でもありました賦課事務である法人調査に転課しました。転勤の予告は八王子署法人税課と言われたのですが、恥ずかしいことに八王子署が何処にあるかもわからず、思わず王子署ですかと聞き返してしまいました。八王子署勤務3年間で大変厳しい上司に鍛えられたお陰で法人税調査のイロハである基礎を教えていただきました。ある日、かの上司に調査の復命をしたところ、別室につれていかれ「田中君、君に苦言を呈したい。」と、コンコンと調査の甘さを指摘され調査のやり直しを指示されたことは、今でも、夢に出てくるほどの懐かしい思い出です。

目黒署、神田署と勤務し、いろいろな業種、業態の異なる企業の調査から企業がもっている表面と裏面を知ることができたのもこの頃です。調査事務に意欲がモリモリと盛り上がり、丁度、油が乗り切ってきたときに、2度目の木更津署勤務で総

務係長に配置換えがありました。「選ばれて総務係長にした」との励ましに、乗りやすい私は、頭を切り替えて縁の下の力持ちともいえる総務の仕事に取り組んだわけです。地の利といいましょうか、地元木更津署管内に多少明るいこともありまして、関係官公庁、納税協力団体、金融機関、学校教育関係等総務の仕事としていろいろ活用させていただきました。特に、局署幹部の協力の下で、当時としては東京国税局管轄で初めて、管内3市1町全てが参画した「租税推進協議会」が設立されたことが思い出に残っています。

昭和56年7月9回目の転勤で、晴れて東京国税局の勤務となり総務部官房事務（厚生課、会計課）に就き、局所（76税務署）約15,000名職員の福利厚生、健康管理、物品管理・調達事務を4年間経験した後、改めて賦課事務である法人調査を希望しまして、東京国税局直税部資料調査課（通称、「料調」）で局長特命事項を担当する法人税調査に就くことができました。

途中1年間館山署法人第一統括官を挿んで、通算5年間「料調」で法人税調査事務に携わりましたが、私にとってはこの5年がが一番充実した中身の濃い期間でした。丁度、バブルの最盛期に当たり、不動産業、アパレル産業、料飲業、遊技場（パチンコ関連）、公衆浴場（ソーランド）等、さまざまな好況業種の仮装隠蔽行為を追っかけたわけです。調査した企業が度々マスコミに取り上げられる等さまざまな不正行為の内容を公表できないのが残念ですが、貴重な体験を身に着けることができ財産にもなりました。

平成3年東京国税局総務部厚生課課長補佐を経て甲府署、江東西署法人担当副所長を経験し、平成6年国税庁長官官房厚生課課長補佐、平成8年国税庁長官官房総務課監督官室東京派遣監督官、平成10年東京国税局調査第三部22部門総括官、30部門総括官、平成12年東京国税不服審判所国税審判官、平成15年本所税務署長で私の税務41年間が無事大過なく勤めることができました。

改めて、国税の職場における先輩、同僚、後輩に感謝し、今回の支部会報「にほんばし」への掲載の機会を頂いたことに重ねてお礼申し上げます。



歌の世界へ再デビュー

濱 洋子

3月某日、確定申告のマッタダナカー一本の電話が掛かって参りました。マサカ原稿依頼の電話とは露知らず営業用の声を出して、「ハイ、ハマ・・・」それは福本先生からでした。『ギャー私には原稿などというものは恐れ多くて、とても書けません。』とお断りするつもりが、私の干涸らびた脳味噌は3月15日、3月15日という日附けでもう目一杯、原稿依頼なんて生まれて始めて、心臓がドキドキした瞬間、配線の一部がショートしてしまい、思わず「ハイ、何とか致します」という言葉が口をついて出てしまいました。電話を切ってから後悔しても後の祭り、頭を叩いてもカラカラと干涸らびた脳味噌の音がするばかり……。どうしましようウチの家憲は『人に笑われない様にする』なのに・・・、人生は恥の連続とは云うものの・・・、そうだ！女は度胸、気合いだ～！気合いだァ～！、エーイ書くは一時の恥、もうどうでもイイから原稿用紙のマスをウメてやるぜ、未だそれに3月、今からヤキモキしていても始まらないし、先ずは個人の申告書を提出するのが焦眉の問題、大切な原稿用紙は此处かに仕舞って・・・

日が経つのは早いもの、月日は巡り5月末に法人の申告書の提出も済みホットー息ついた途端、『ワー！大変大変6月末提出の申告書作成の前に提出すべき原稿があったのダ～』『ワーあの大切に仕舞った原稿用紙は何処？何処？』狭い事務所を往たり来たりウロチョロウロチョロ、ウーム捨てる訳はなし、キャーどうしようどうしよう此处は何処？私は誰？ココホレワンワン！ワーン冗談なんて言ってる場合じゃない、若しどうしても見附られなかったら恥の上塗りだけど支部に行つて用紙頂戴してこようかしら、でもそんなことしたら今年の支部会費原稿用紙代オンされるのかナー？！とパニックに落いって2日目。メッケ！『そうそう大切な物だから此处に仕舞っておいたのヨ』と独り言を云いながら原稿用紙をペラペラめくっていた私、『サァー私は一体何を書けばいいのかしら』またしても私はダーレの状況に落ち込みそうになりましたが、

そこは一度経験すると、オバカな私も少々オリコウになります。直にパニック状態から立ち直り、私がこの原稿を書く原因を作ってしまった某先生を巻き込んだお話を書けばいいのだと思いつきました。私ってオリコウ!

前置が非常に長くなりましたが(何を隠そうイエ何も隠しません。原稿用紙の枚数をカセグための非常手段でした!)、私が人前で歌を歌ったのは小学6年生、夏休みも返上、楽しみだった運動会も学校側の要請で参加せず、ひたすら何ンとか大会のための課題曲の練習に明け暮れていました。自分でも思っておりましたが(勿論家族からも口も悪けりゃ声も悪いヨーコがネェ〜と不思議がられておりました。)声が悪いし、第一音もとれないのに何故私が選ばれたのかしら??? アーその心配はついに現実のものとなってしまいました!

私のパートはアルトでしたので、ソプラノパートの人と一対一で、ある日先生の伴奏で練習曲を歌うことになりました。突然ですが私に良い所があるとすれば性格の良さです。その協調性の良さを遺憾なく発揮し、自分のパートはそっちのけ、ソプラノを助けてしまいます。いやいかん、これではいかん、負けてはならじと自分のパートの音を頑張ってしまったら、フッフッ全く練習曲とは似ても似つかない奇妙な音が出てしまいました!

お友達全員に笑われ、私は穴があったら入りたい風情で立ち竦んでおりました。でもまあ全員一緒の練習の時には勿論私の回りには強い味方、アルトが居りますので、ちゃんとアルトのパートの音が出せ、首にされることもなく、東京(未だ未だ焼け跡が残っている頃の)のナンタラいう大会に出ました。はっきりとは憶えておりませんが多分ハマが居たおかげで、予選敗退だったと思います。

それ以来私は歌を忘れ去ったカナリア、人様のお耳を汚すことなく、ずーっと半世紀以上に亘ってヒッソリと人生を送って参りました。

ところ〜が、人生とは何ンという不思議に満ち満ちているのでしょう。私が本当にタマタマ(猫の名前ではありませんゾ)独立して賃貸した事務所の場所が日本橋本町ということで、所属支部は日本橋(内証の話、今では日本橋支部に所属出来て良かったと思ってます)ということになりました。

初めての忘年会、チョットドキドキ緊張しながら

らその時迄に知り合っておりました秋元先生達とお話ししておりましたら、福本先生がそこにおいでになって「ハマさん同好会に入りませんか?カラオケ部はどうですか」とおっしゃったので「アーウー」とか何とか口の中でモゴモゴ言っておりましたら、チョット席をはずされた福本先生が戻っていらっしゃって「ハマさん、カラオケ部に登録してきましたから・・・」それから年が代り私の手許にカラオケ部のハガキが届く様になりました。7月頃、始めて集まりに参加しましたら、「10月に発表会があります」と言われ、その時何気なく思いついた曲名「時には娼婦のように」をエントリーしてしまいました。

発表会場は100人位入れる会場ときいて目がテン、さーそれから大変、今までの歌を忘れさったカナリアの仮面をかなぐり捨て、顧問先の社長さん始めお友達を動員して仕事そっちのけのカラオケ三昧の日々、始めて私の歌をきいた全員が心の中で『こんな程度で人前で歌ってしまって大丈夫かなー?』とハラハラしていたのですが、皆はとてもやさしかったので、私には『大丈夫カナー?ではなく大丈夫!』と言って下さったので皆の心配をよそに40有余年の沈黙を破り、人前についに再デビューを果たしてしまったのです。その結果は、カラオケ発表会において下さった先生方のご存知の通りです。それ以来一度も欠席することなく毎年発表会に出させて戴いております。



本当にあの時、福本先生がカラオケ部に誘って下さらなかったら、人前で歌うことはなかったでしょうし、あの電話がなかったら、この様な拙い文章(!これが人生〇〇年の税理士が書いた文章とは・・・汗顔のいたりです。)で先生方のお目を汚すことも無かったことと思いますと、人生は何時、何処でどういう形で足跡を残す(学生の時塗り立てのセメントの上に足跡を残したこともあります。

今でも学校に残ってますぞ!) かわからないものだとつくづく思いました。

今日は6月5日午後5時59分ヤッター!6月6日の締め切り日にようやく間に合いました・・・7時間

59分の死闘、税理士試験以来の長い苦しい闘いも終わりをづけ、明日この原稿を届けてしまえばいつもの平穏な日々が続くことでしょう。

随 筆



ノンちゃんの 育児日記

佐野典子

私が、ペットとしてセキセイインコを飼育し始めてから、早いものでもう10年を超える。きっかけは、受験時代に通っていた学校で知り合いその後とともに税理士となってからも交流の続いているKさんの影響である。当時、毎日のように彼女からおしゃべりインコの自慢話を聞かされた私は帰りにペットショップで、衝動的にインコを購入して以来、インコにハマッてしまった。

初代から常に「キンちゃん」と名づけた。運の良いことにすべてオスだったので、おしゃべりとともに所得の理論も少し覚えたりして、私自身楽しく過ごせたものである。(おしゃべりするのはオスだけです。)

そして現在自宅にるのが、並グリーンセキセイのオスの「キンちゃん」とイエローフェイスのメスの「ノンちゃん」夫婦。「ノンちゃん」がメスだったので、寂しいだろうと考え2羽と一緒に飼うことにした。

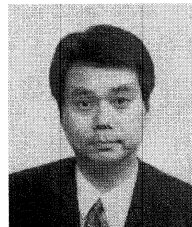
巣箱は準備していたものの、ちょっと目を離した隙に卵を5個も産んでいた。その2~3日前には今にも死にそうなくらい元気がなく、動物病院に行き、事務所に同伴出勤したばかりだったのに、5月の連休明けから1羽2羽と雛が誕生し「ノンちゃん」は突如として5羽兄弟の育児戦争に突入していった。オスの「キンちゃん」といえば、喋って騒ぎ、育児に全く非協力的で自分の子供の雛を虐めるばかり。(人間の社会でも、育児に非協力的な男性達もいるようであるが?)

このご時世、世間では育児ノイローゼでわが子

を手にかける母親がマスコミで報道されているが、「ノンちゃん」は初体験ながらも休む間もなく育児に熱中していた。私にできることと云ったら、新鮮な餌を朝晩補給してやることぐらいだが、常に食べ尽くしており、巣箱の中では、雛たちがピーピー鳴きながら食事を待っている。この、雛たちへの愛情は本能からくるものなのだろうが、私は感心してしまう。「金ちゃん」は相変わらずプレイボーイを気取って私の肩で遊び、ご機嫌をとっている。

インコの種類は数多いが、同じような顔をしていても性格がすべて違う。付き合ってみるとみんな可愛くて心が和み、仕事の疲れも吹っ飛ばしてくれる。

みなさんは、どんなペットと暮らしていますか?



頑張らない?!

大澤昭人

日本橋支部野球部で、遅いボールを武器に私がピッチャーをした或る試合の事だ。1回、2回と3人ずつパーフェクトに抑え、3回のマウンドへ向かうとショートを守る櫻井和儀選手がマウンド上にあるボールを取って私に渡してくれた。そこで私は、「頑張るからな!」と声をかけると櫻井選手はちょっと首を傾げて「頑張らない方がいいと思いますよ」と言って守備位置にむかっていった。

確かに、遅いボールを投げていると頑張っているという感じはしない。私はちょっと頑張ってみたくなった。この回も3人で抑えてやろうという欲も手伝って、力が入る。するとボールはいつもより少し高く、いつもより少し速くなり、結果、打

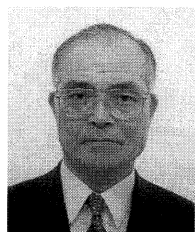
者にとっては、打ちごろとなり、拳句に立て続けに打ち込まれてしまったのである。

私が、マウンド上で悪戦苦闘して頑張っていると、3塁を守る深津栄一選手から声がかかった。「大澤、ボールが速い、もっと遅くもっと遅く。いつも通り。」その声を聞いて、はっとした。少し力が抜けた。気持ちを切り替え遅いボールを丁寧に低めに投げ、何とか2アウトまでこぎつけた。しかし、ランナーは満塁である。絶体絶命で投げたボールは、狙い通りのコースだ。「やった。打ち取れた」と思った瞬間、ボールはライト方向にいい当たりで飛んでいった。「まずい。逆転だ。」がくつときたが、ライトを守る河原邦文選手のファインプレイに救われ、長かった3回が終わった。その後は、なんとか調子を持ち直し試合は勝利した。

平静を取り戻したのは、日頃の私をよくご存知の野球部の皆様の一言だった。野球は、皆で勝つもの・・・皆様のお陰です。

ところで日本橋支部の先生方は、仕事頑張りすぎいませんか?税理士という仕事は、つついいやでも頑張っちゃいますよね!でも時には、頑張らないでリラックスして考え方を変えてみては、いかがですか?案外結果的に良いかもしれませんよ。

そこで一案、学生時代に野球をした人、野球のまったくわからない人、年齢も問いません。皆一緒に楽しく野球をしませんか。「頑張らないで皆で勝つ日本橋支部野球部」で?!



童謡詩人 「金子みすゞ」

上 中 澄 雄

私が、金子みすゞの作品に出会ったのは、平成5年バブル経済が崩壊し、政府による緊急経済対策によっても一向に景気回復の兆しが見えず、経済的に閉塞感に陥っていた頃、あるビジネス雑誌に紹介されたことによるものです。

その作品「大漁」を紹介します。
朝焼け小焼けだ/大漁だ/大羽鯛の/大漁だ。
浜は祭りの/ようだけど/海のなかでは/何万の
鯛のとむらい/するだろう。

文学や詩に興味を持っているわけでもない私で

すが、彼女の作品を読んで、「人間（自分）中心で世の中が回っているのではない。」「人間すべて万物と共生しているのだ。」と、更に彼女の物の捉え方、価値感のあまりの違いに、人間としての原点を教えられた思いで、大きな衝撃を受けたものでした。

その後、金子みすゞは本棚の片隅に眠っていましたが、8年後の平成13年再び劇的に出会うことになりました。7月の人事異動で山口県の長門税務署に転勤。長門市仙崎にある宿舎をあてがわれました。そこは金子みすゞが生まれ、女学校を卒業するまで過ごしたところだったのです。小さな町はみすゞ一色で、在任期間中の一年間常にみすゞが身の回りにいました。

仙崎は、漁師町で、住民達の信仰心は極めて厚く毎朝の墓参りを欠かさない。

それは「生きとし生けるものすべて同じ命である。しかし生きるためには他の生命を食さなければならぬ。」他の命で我が身が生かされているとの思いからであろうか。風土は人をつくるといいますが、金子みすゞの感性は、こうした漁師町としての優しさ、命に対する思いが育てたものでしょう。

彼女は明治36年に生まれ、20歳の頃から童謡を書き始め雑誌に投稿していましたが、大部分の作品は発表されることなく512編の作品を自筆の童謡集に記し、昭和5年26歳の若さで自ら命を絶ててしまいました。

そして半世紀後の昭和59年詩人矢崎節夫氏の手により、金子みすゞの作品が日の目を見ることとなりました。

矢崎氏によれば、金子みすゞの世界は「私とあなた」ではなく「あなたと私」自分が中心ではなく、あなたの存在を丸ごと受け入れ、あなたが中心の世界とのこと。少々抹香臭くなりましたが・・・。

みすゞの作品「私と小鳥と鈴と」の最後のフレーズに「みんなちがって、みんないい。」とあります。

現在「自然の叡智」をメインテーマに新しい文化、文明の創造を目指して愛知万博が開催されて話題を呼んでいます。同じように「みんなちがって、みんないい。」というすべてのものを受け入れ、自然と共に生きているみすゞの心に人間の本

質のようなものを感じます。

とかく自己中心的で、人間関係が希薄になってきている現代社会、人間本来の優しさを持ったみずゝの世界に近づきたいものと思う次第です。



蘭のお話

中村 勝海

私が「蘭」を始めてからかれこれ15年くらいになります。

胡蝶蘭（学名:ファレノプシス）の苗を知人から一株頂いたのが始まりである。

これは着生蘭の一種で、原産地は熱帯雨林の高さ40メートルを超える木にへばりついて（着生）いる。朝夕には霧が発生するような環境で、水分はこの霧から葉が吸収して生育している。したがって、根は風に飛ばされないためにあるようなものである。

この苗を大切に育てて3年目にやっと三輪咲いたときの感動は、今でも昨日のここのように記憶しています。

これが嵩じて、毎年2月に東京ドームで開催される「世界蘭展」を始め各地で開催される「蘭展」に通うようになってしまった。

余談になりますが、今年の「世界蘭展」の大賞作品はプロの作品ではなく愛好家が育てたもので、賞金が200万円でその副賞は400万円を超えるベンツの乗用車でした。

蘭を始めた当時は、鉄筋アパートの南西の角部屋で、温度管理が容易（真冬でも無暖房で13℃以下にならなかった）であったことから、増えに増えて終いには100鉢を超えてしまい南側の一番住み心地のよい一部屋を蘭の鉢が占領してしまった（女房、子供の反乱は想像してください）。

その後、柏市に転居したところ、冬の無暖房では6℃以下になってしまい、哀れなことに、比較的耐寒性のある蘭が3鉢残っただけでほぼ全滅してしまった。今にして考えてみると、1鉢5000円としても、約50万円程度がパーとなったことになり、この金額を女房に知られたら首を絞められそうな

話であります。

これで諦めないところが爺の執念深さでありまして、東洋蘭の一種である「エビネ蘭（学名:カランセ）」に宗旨替えしたのであります。

エビネ蘭の名前は、地下球茎が海老の腹部のように曲がっていることから名付けられたもので、北は北海道の中部から、沖縄まで自生しています。この蘭は耐寒性があるものが多く、育てやすいものではありますが、その値段は1,000円程度の物から、ウン十万円のものまであります。

エビネ蘭にはいろいろな名前（品種）が付けられていますが、その主なものは次の様な交雑種であろうと推定されてます。

- 1タカネ・・・地エビネと黄エビネの自然交雑種
- 2ヒゼン・・・キリシマエビネと地エビネの雑種
- 3ヒゴ・・・キリシマエビネと黄エビネの雑種
- 4サツマ・・・地エビネ、黄エビネ、キリシマエビネ3種類間の雑種
- 5コオズ・・・地エビネとニオイエビネの雑種

今年の春には鉢植えが20鉢・地植え約60株に花が咲き、爺婆の二人縁側でお茶を飲みながら眺めておりました。エビネをやっている方がいらっしやいましたら、開花時に交換をしたいと思いますので、声を掛けていただければ幸いです。



若手の戯言

藤本 毅郎

初めての寄稿です。依頼を受けたときは、果たして何を書けばいいのか迷いましたが、難しいことは諸先輩方にお任せして、気楽に読めるものになりたいと思います。

最近よく「ブログ (blog)」という言葉を目にするので、インターネットで調べてみました。すると定義は諸説様々で、難しい専門用語などが出てきたため、適切な説明をするのがなかなか難しいのですが、簡潔にいうと「個人等が意見、批評、見解などを日記のような形式で公開するウェブサイト」で、通常のホームページよりも更新が容易だそうです。内容も趣味的なものから、専門的な事柄、高度な社会問題を扱うジャーナリスティッ

クなものなど幅広く、単純な身辺雑記のようなものもあれば、他者の意見を載せ、あるいは議論したりするなど形式も様々です。2000年頃から米国を中心に急速に普及し始め、日本でも多くの人がブログを作成・公開しているそうです。

そこで、税理士関係のブログはどのくらい存在するのか、検索サイトで検索してみると、かなりの数が出てきます。税金の解説をしているもの、税理士事務所の広告的なもの、仕事に関して本音を述べているもの（匿名ですが）、自らの主張を述べているもの、様々なものが存在します。書いている人は税理士もいればそうでない人もいます。参考になるかならないかは読む人それぞれによると思いますが、面白いものもあるので是非皆様も一度ご覧になってみてください。

税理士の職業としてのイメージは、情報が今まで少なかったせいか、よくわからないとおっしゃる方が未だに多いような感じがします。インター

ネットを通じて税理士の情報に触れて少しでも理解が進めばいいのですが。

技術の進歩によりインターネットを通じて誰もが気軽に情報を発信できるようになりました。ただ、中にはその真意がわからない情報もあります。適切な情報を発信すればおのずとそのブログなどは人気が高まるでしょう。

今はインターネットで税に関する情報を集めることが出来るようになりました。お客様自身がインターネットで探した情報について質問を受けることもあります。中にはお客様が誤った解釈をしているケースもあり、元々の情報が誤解を与えるような表現であったケースもありました。情報が溢れている現在、適切な情報を自ら取捨選択できる力をつける必要があります、またお客様に対しても正確な税の知識を付けていただけるような努力が必要だと感じました。

各部だより

[総務部]

支部幹事会報告（主要事項）

第7回幹事会

日時：1月21日（金）10時30分～12時

1.決議事項

- (1) 新年賀詞交歓会（平成17年1月25日（火））
役割分担、景品代予備費使用の件 景品代（十
万円）予備費より支出の件承認。
- (2) 八団体合同賀詞交歓会（1月27日（木）16：00
明治座センターホール）
- (3) 確定申告期の無料相談実施折込チラシの件を
承認

第8回幹事会

日時：2月14日（月）10時30分～12時

1.決議事項

- (1) 本年度各種相談担当者慰労の方法
日時：平成17年3月16日（水）午後6時
場所：ロイヤルパークホテル
- (2) 確定申告無料相談会場の案内広告等について
- (3) 本会選挙日程について
- (4) 租税教育講師の募集について

第9回幹事会

日時：3月22日（火）10時30分～12時

1.決議事項

- (1) 支部役員選挙の件
- (2) 定期総会開催の件6月17日（金）16：00～明治
座センターホール
- (3) 顧問相談役会開催の件 5/12（木）
- (4) 法人会無料相談税務相談担当の件
- (5) 拡大定例連絡会議題

第10回幹事会

日時：4月13日（水）10時30分～12時

1.決議事項

- (1) 平成16年度・17年度各部事業報告及び事業計
画案の検討
- (2) 平成16年度・17年度支部会計収支報告・予算
案の検討
- (3) 相談役委嘱について
- (4) 4月からのペイオフ解禁拡大について
- (5) 常会開催の運営方法確認について
- (6) 協同組合理事候補推薦について4月15日に2名
（板橋則雄・荒木慶幸）を推薦する→了承

第11回幹事会

日時：5月12日（木）10時30分～12時

1.決議事項

- (1) 支部役員選挙の件
- (2) 定期総会（6月17日（金））当日の分担確認等の件
- (3) 支部役員旅行の件

実施日 7月10日（日）～11日（月）

宿泊先 甲府ときわホテル

日本橋税務署との拡大定例連絡会

日時：3月24日（木）午前10時30分～12時

場所：日本橋税務署6F会議室

1.税務署より報告及び要望**(1) 管理部門**

- イ 振替納税について
- ロ 還付申告分について

(2) 徴収部門・納付相談について**(3) 個人課税部門・平成16年分所得税の確定申告について（3月17日現在）****(4) 資料部門・1月末提出期限の法定調書について****(5) 資産課税部門・平成16年分譲渡所得・贈与税の確定申告について****(6) 総務課**

- イ 電子申告について
- ロ 関与先名簿・従業員名簿の提出について
- ハ 国税職員の募集について

2.税理士会より各部の活動について

確定申告無料相談等各部の活動について報告後に質疑応答があり定刻12時に終了した。

[研修部]**《研修会報告》****1.所得税・贈与税確定申告の解説**

日時：平成17年2月1日（火）午後1時～4時

講師：日本橋税務署 担当官

会場：東実健保会館 大ホール

2.会計参与制度の実現はどうなったか

日時：平成17年4月13日（水）午後1時10分～2時50分

講師：日本橋支部会員 宮川雅夫、成田一正

会場：日本橋支部会議室

3.個人情報保護法

日時：平成17年5月23日（月）午後1時30分～3時30分

講師：日本ビジネスドック診断指導協会理事長
三義智章氏

会場：東実健保会館 大ホール

<研修部からお願い>

『研修等履歴カード（自己確認カード）』について
研修部長 中島 美和

過日、東京税理士会の総会資料が送られてきましたが、その中に『研修等履歴カード（自己確認カード）平成17年度版』が入っていました。そのカードの表にバーコードが付いていますが、平成17年度より、本会、支部及び東京税理士協同組合などの関連団体等が実施する研修会を受講する際には、そのカードのバーコードをパソコンに読み取り、本会研修部で会員各人の研修履歴を管理することとなりました。

詳細につきましては、本会会報「東京税理士界」6月1日号（第581号）2頁に記されておりますが、今後、本会、支部及び東京税理士協同組合などの関連団体等が実施する研修会を受講する際には、『研修等履歴カード（自己確認カード）』をご持参いただき、受付でご提示くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、バーコードに付されています番号は、会員各人の税理士登録番号ですので、研修当日カードをお忘れの方は、ご自身の登録番号をキーボードにて入力することとなります。

[厚生部]**《観劇会報告》**

恒例の確申慰労観劇会を平成17年3月25日明治座にて行いました。演目は「日本橋物語Ⅱ・恋しぐれ」で、出演は三田佳子、榎本孝明、水谷八重子他。参加者は202名でした。

<ゴルフ部>

第251回T.N.G会は4月19日（火）、千葉カントリー倶楽部で参加者18名、新ペリア方式で開催しました。菅原先生が実力の差を見せつけ、お一人だけ80台のスコアをマークして優勝、スタートホールをバーディとした赤坂先生が準優勝、久し振りに参加された廣田先生が3位という結果でした。

同時に平成16年のT.N.G会に3回以上参加した方々（有資格者7名）による取切杯もハンディ方式で開催しました。こちらもダントツで菅原先生の優勝となりました。当日は東京税理士会の会長、副会長選挙の不在者投票日と重なり、参加者が集

まらず、女性の先生3名の参加を頂き、なんとか18名でコンペ開催することができました。無理にお願いして参加頂いた、昨年野球部のコンペでは優勝を果たしたX先生の調子は今ひとつで、87-72というスコアでしたが楽しそうにプレーをなさっていました。

ゴルフを始められたばかりの先生方、女性の先生方、次回のコンペは9月初旬の開催を予定しています。一緒に楽しくゴルフをしませんか?参加をご希望の方は支部事務局にご連絡下さい。直ぐに次回T.N.G会のご案内をさせていただきます。皆様方のご参加をお待ちしております。

〈野球部〉

平成17年1月からの活動状況についてご報告いたします。

1月21日（金）野球部新年会

平成16年度チーム最高出塁賞を獲得した渡辺英樹選手の主催により、北前そば高田屋において、選手、OBはもちろん、幹事の先生方や日頃から応援に来てくださる皆様もご参加いただき新年会をにぎやかに行いました。

3月18日（金）

確定申告期間に鈍った体を支部対抗野球大会に向けて調整していく為、浜町公園グラウンドで14時から18時まで、ストレッチ、キャッチボール、マシンやピッチャーの投球をセンターから右へ打ち返す打撃、ノック、などの練習を行いました。

3月22日（火）

税理士会館に於いて第99回支部対抗野球大会キャプテン会議があり、大会運営説明、組合せ抽選などがありました。より多くの支部に優勝の機会があるように、前の大会でベスト8入りしたチームどうしを第一回戦に組み合わせる逆シード制の為、日本橋支部の第一戦の相手は昨年秋ベスト4に入っている上野支部に決まりました。その後中央会館で第一ブロックリーグのキャプテン会議も行われ、6月から10月まで計5試合の組合せが決まり、支部対抗戦、ブロックリーグ戦での抱負を語り合いました。

3月29日（火）

神宮外苑グラウンドで支部対抗優勝の常連チーム新宿支部と練習試合を行いました。

4月8日（金）支部対抗野球大会1回戦

	1	2	3	4	5	計
上 野	1	1	3	1	1	7
日 本 橋	1	0	0	0	2	3

先発大澤投手にいつもの制球力がなく、1、2回に1点、3回にフォアボールと長打で3点を取られてしまいました。日本橋支部の1回は深津選手がフォアボールで出塁し、盗塁で3塁まで進みましたが、櫻井選手の強烈な打球が牽制の為ベース寄りに守っていた3塁手の真正面にいってしまうアンラッキーもあって、1点しか取ることができませんでした。5回は代打の岩本選手のセンター前ヒットとフォアボールでノーアウト満塁までピッチャーを追い込みましたが、押し出しとタッチアップで2点を返すにとどまり、あと1本が出ませんでした。

5月23日（月）

浜町公園グラウンドで午後6時30分からナイターで日本橋税務署と練習試合を行いました。3回途中（税務署リード）に急なドシャ降りで中止になってしまいました。

6月2日（木）第一ブロックリーグ

	1	2	3	4	5	6	7	計
麻 布	1	1	0	0	0	0	6	8
京 橋	0	0	0	0	1	0	0	1

第一ブロックは今シーズンもあまり勝敗を意識しないで、新しい戦力や守備位置、打順を試し、できるだけ参加者全員が試合に出られるようにしたいと思います。この試合は麻布支部のピッチャーの速球に手を焼いて1点しか取ることが出来ませんでした。櫻井選手をショートからキャッチャーへコンバートして新しい布陣を試すことが出来て、収穫のある試合になりました。

新入部員を募集しています。野球活動に興味のある方、是非支部事務局までご連絡ください。（キャプテン 井上眞一）

〈テニス部〉

平成17年5月10日（火）都立有明テニスの森庭球場で『2005年春季東京税理士会テニス大会』が開催された。初夏を思わせる好天に恵まれ、29支部から男子W54組、混合W59組計226名の参加があった。

日本橋支部からは、混合W4組がエントリーしたが、残念ながら、当日都合で2組がデフォとなった。

しかし、参加した2組は、佐々木夫妻組が4位グループ準優勝、青木・高橋組も4位グループ決勝トーナメントで優勝チームに惜敗と健闘した。なお、10月12日（予備日10月19日）に支部対抗戦、11月4日（予備日11月8日）に秋季大会が予定されている。

テニス部では、東京会の大会参加を目指し、また部員相互の親睦を深めるため、月1回の練習会を開催しています。プロのコーチをお願いして、それぞれのレベルに合った中身の濃い練習会です。

興味のある方は支部事務局までお問い合わせください。あなたの参加をお待ちしています。

〈中島美和 記〉

〈囲碁部〉

支部の秋季囲碁大会は、12名の参加を得て、11月12日に支部会議室で、賑やかに開かれました。今日こそは優勝せんものと、目をランランに輝かせ、手はブルブルと武者振い。結果は次のようになりました。

	A組	B組
優 勝	鈴木 義彦 六段	榊 邦弘 三段
準優勝	伊藤 文夫 三段	大久保速雄 二段
一 位	坂元 左 六段	岡田 進 初段

12月17日には、日本棋院の柴田寛二四段をお招きして、指導碁（三面打）を行いました。結果は3勝6敗。対戦棋士の腕も少しあがったようです。柴田四段の指導では、我々アマは、5級程度の詰碁を完全にマスターすればよく、難しい詰碁はそんなに力をいれなくてもよいそうです。

平成17年月例会は、2月8日、5月13日に開催。前半は6月29日が最後の予定です。

平成17年1月13日、京橋支部との親善囲碁大会を、同支部会議室において開催しました。当支部からは、8名が参加し、日本橋支部14勝、京橋支部10勝となり、好成績を納めました。終了後、懇親会を行い、彼我の健闘を称えあいました。

3月29日、日本橋支部春季囲碁大会を16名の参加を得て、当支部会議室において開催しました。前年の秋季大会よりも参加人数も4名増加し、賑やかさを増しました。結果は、次のとおりです。

	A組	B組
優 勝	浅井 光政 五段	池田 明治 三段
準優勝	坂元 左 六段	榊 邦弘 四段
一 位	谷本 滋朗 八段	伊藤 文夫 三段

	C組
優 勝	関口 重雄 二級
準優勝	下川 芳史 三段
一 位	秋野 善博 二段

4月15日には、日本棋院の柴田寛二四段をお招きして、指導碁（三面打）を行いました。柴田四段としては昨年12月の成績が悪かったので、相当気合いをいれてこられましたので、対戦者9人で1勝をあげてのみでした。次回は12月を予定していますので、もっと学習して、対戦したいと決心しています。

平成17年の後半の予定は、月例会が7月22日、8月19日、9月15日、10月14日、支部大会11月11日、プロ指導12月12日です。ふるってご参加下さい。

〈歌舞音曲部〉

「歌舞音曲部21年の歩み」と「第20回記念発表会へのお誘い」

歌舞音曲部長 中島 重敏

昭和59年の幹事会で小生が歌舞音曲部長に指名され、その年の11月より毎月月例会を開き、当部は毎年ゴルフ旅行とカラオケ発表会を開催、平成4年以降はカラオケ発表会のみとなりました。

発表会は今年で20回目を数えることになり現在会員数65名を数えています。発表会の内容については別表「カラオケ発表会一覧」を御覧下さい。

さて今年は第20回目で本来なら「第4回支部同好会のつどい」として日本橋公会堂で大々的に発表会を開くところでした。しかし予算の都合で出来ませんので、例年どうり次の要領で「第20回カラオケ発表会」として開催します。抽選に豪華景品を用意しますので是非御声援に御参加下さることをお願いいたします。

第20回カラオケ発表会

- (1) 日時 平成17年10月15日（土）12時より
- (2) 場所 東税健保会館
- (3) 特別出演1.テンカーベルズ（女性税理士によるハンドベル）2.台湾女性歌手アイリーン他（第18回で大変人気がありました）

カラオケ発表会一覧

回	年月日	場所	支部会員数
1 (1)	61. 9. 13	新富ホール	14名 (2曲)
2	62. 9. 12	〃	14名 (〃)
3	63. 10. 15	〃	17名 (〃)

4	1.10.14	〃	15名(〃)
5 (1)	2.10.20	日本青年館	8名(1曲)
6	3.10.12	新富ホール	7名(〃)
7	4.4.10.3	東税健保会館	19名(〃)
8	5.10.16	〃	18名(〃)
9	6.10.15	〃	17名(〃)
10 (2)	7.10.7	日本青年館	16名(〃)
11	8.10.12	東税健保会館	18名(〃)
12	9.10.18	〃	21名(〃)
13	10.10.10	〃	17名(〃)
14	11.10.2	〃	17名(〃)
15 (3)	12.10.21	日本橋公会堂	17名(〃)
16	13.10.31	東健保会館	17名(〃)
17	14.10.19	〃	19名(〃)
18	15.10.18	〃	20名(〃)
19	16.10.23	〃	19名(〃)
20	17.10.15	〃	?

※回数の中の後ろのカッコ書きは同好会のつどいの回数

〔組織部〕

2月17日 組織部会開催17年度運動方針について協議しました。

3月28日 本会の防災訓練に参加しました。

〔綱紀監察部〕

3月23日に税理士証票、バッジ等の所持確認を行いました。

対象者211名、実施数99名、未済112名 対象法人6、実施数4、未済法人2という結果です。

ご本人が病気等のため代理の方が来られることがあります、本人確認が出来ませんのでお引取り願うことがあります。いろいろな事情で証票等の点検がまだの方は、東京会事務局の会員課において常時、証票等の確認を行っておりますので、連絡の上、実施されるようお願いいたします。

〔渉外対策部〕

日本橋法人会、商工会議所本部及び中央支部からの依頼を受けて、税務相談のための会員派遣を次のとおり実施しました。担当の先生方には御支援、御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

○日本橋法人会分

平成17年実施日	会 場	担当税理士
1月14日(金)	日本橋税務署	桜井 利一
2月3日(木)	東実健保会館	山田 咲道
2月9日(水)	〃	内藤 恭子
2月10日(木)	〃	坂元 左
4月21日(水)	日本橋税務署	井上 健治
5月18日(水)	〃	二瓶 正之

○商工会議所本部分

平成17年実施日	会 場	担当税理士
1月17日(金)	中小企業センター	佐野 典子
1月28日(金)	中小企業センター	佐野 典子

ここが旨い

「遊食楽酒 舩」もやい

久松警察手前、NTTのビルに添って曲がった右側の2階にあります。25人位が限度のお店ですが、メニューが豊富で嬉しいのはお料理が美味しい事とボリュームがある事、最後に食べる焼きおにぎりは絶品です。お酒、焼酎等色々ありますよ。いつも混んでいるので予約をした方が無難かも。

ランチは600円～800円以内、夜はお腹いっぱい食べても飲んでも3500円～5000円くらいです。
富沢町16-5 SGビル2階 TEL (3639) 0414

「茂ち月」

浜松町近く、新大橋通りを1本明治座寄りに入った、路地にあるお店ですが、ウィンドウもなく格子戸に和紙でどら焼と季節によってさくら餅又は柏餅等書いて貼ってあるのが目印で、戸はいつも閉まっています。ここのどら焼きの皮が素朴であんも手作り本当においしいです。3月位に販売する道明寺、5月に売る柏餅もみそとあんがあって手作りの味が伝わってきます。店主1人でやっているのもその日に出来たものが売切れたら終わりです。お求めの際は早目に行くか注文してとっておいていただくと良いと思います。
浜町2-52-5 TEL (3666) 5913

小早志 睦子

1月22日 (火)	中小企業センター	皆平 弘一
3月15日 (火)	中小企業センター	皆平 弘一
4月 5日 (火)	中小企業センター	高橋美津子
4月26日 (火)	中小企業センター	高橋美津子
5月24日 (火)	中小企業センター	井上 健治

して、收受印を付けた紙ベースのものを出せるようにならないか。

○商工会議所中央支部

平成17年実施日	会 場	担当税理士
1月26日 (水)	京橋プラザ	伊藤 孝
2月16日 (水)	京橋プラザ	内藤 恭子
2月17日 (木)	京橋プラザ	井上 健治
2月18日 (金)	京橋プラザ	井上 健治
2月23日 (水)	京橋プラザ	高橋美津子
4月20日 (水)	京橋プラザ	佐野 典子
5月18日 (水)	京橋プラザ	桜井 利一
(敬称略)		



〔情報システム委員会〕

6月1日 (水) 午後3時から、日本橋支部会議室において、電子申告に関する日本橋税務署担当官との懇談会が行われた。昨年9月30日 (木) に行われた第1回目に引き続き2回目の懇談会で、日本橋署からは川邊総務課長をはじめ9名、日本橋支部からは川原支部長をはじめ8名の参加があった。なお、パソコンクラブの関係で西新井支部の会員も1名参加した。

内容は主に税理士側からの要望に終始したが、率直で忌憚りの無い活発な懇談会となった。

〔主要要望事項〕

- ・納税者に負担を掛けるのであり、電子データでの申告は、国税当局の事務負担軽減にも寄与するのであるから、電子申告控除等何らかのインセンティブを与えて欲しい。
- ・法人の電子申告・電子納税の場合、代表者の個人認証 (住基カード等) が必要だが、税理士の認証のみにならないか。
- ・法人の電子納税の場合、経理責任者の個人認証でも良いようにならないか。
- ・住基カードの申請に地方自治体の窓口が対処できていないので、税務職員全員が個人認証を申請するなどして、環境を整えて欲しい。
- ・個人の確定申告書を送る場合、初めから電子申告の納税者番号と仮パスワードを付けて送ってはどうか。
- ・銀行等に申告書の控えを提示すること等を考慮

ちょっとひとこと

有限責任事業組合

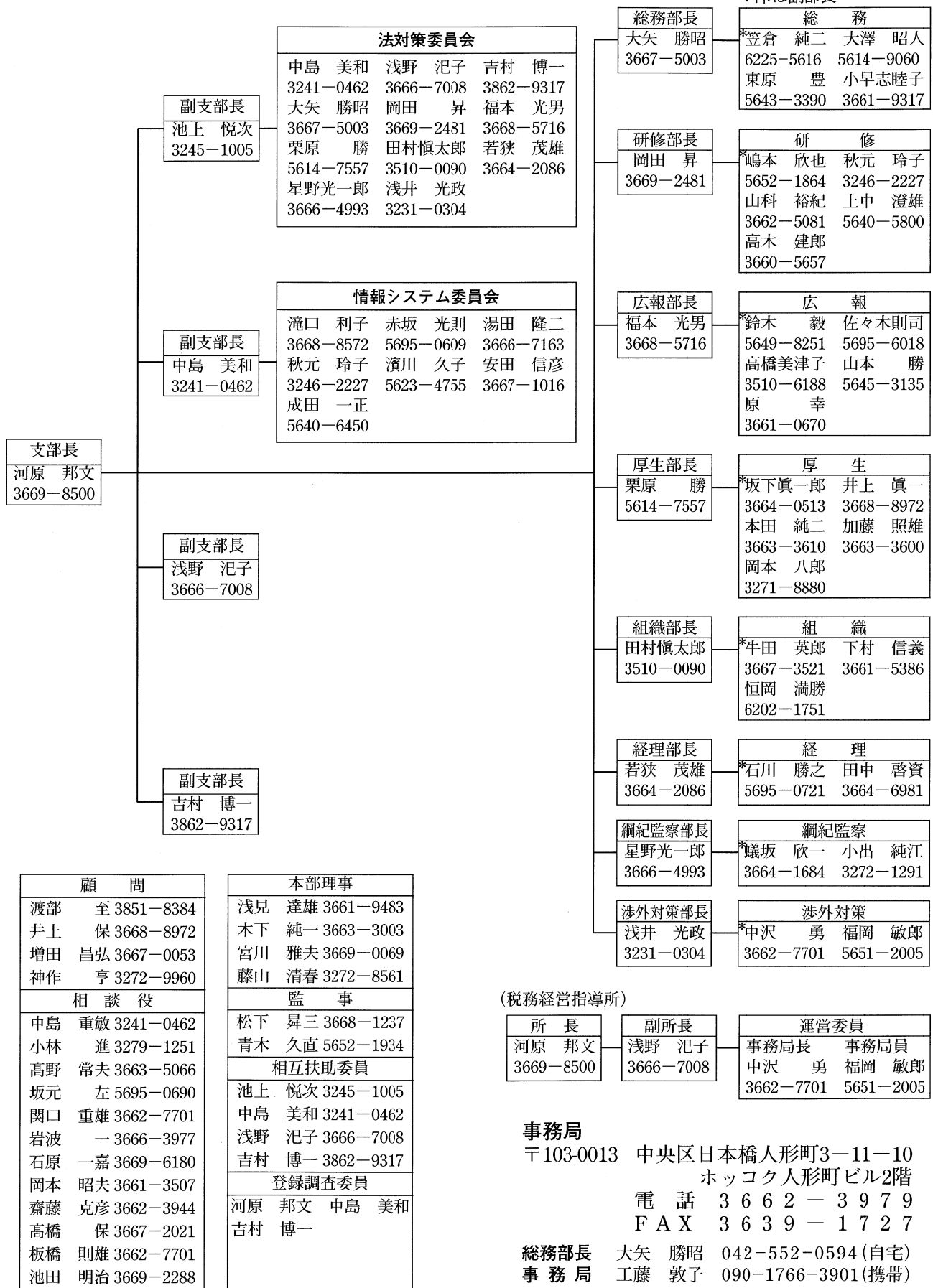
「有限責任事業組合契約に関する法律案」が、参議院本会議において可決・成立してLLP・LLCによる共同事業が促進すると考えられます。

ものの価値が元来の金銭的価値のみならず頭脳・役務等のノウハウが価値の対象と評価される時代になったことは大いに喜ぶべきことです。加えて組合員は有限責任である事等、画期的なものであることを考えるとき、税理士の顧客にも今後大いに活用できる要素大ではないでしょうか？

浅野 汜子

東京税理士会日本橋支部平成17年度 役員及び組織図

*印は副部長



税務署からのお願い

売上金額欄の記載について

法人税申告書別表一(一)、一(二)、一(三)の各表の税務署処理欄の中の「売上金額欄」について、損益計算書の売上(収入)金額の合計額(雑収入、営業外収益、特別利益を除く。)を、ご面倒ですが、100万円単位(端数切り上げ)で記載していただ

くようお願いいたします。

記載していただく売上金額は消費税の事業者免税点制度の課税売上等の参考となるものであり、また税務署における事務の効率化にもつながりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

御注意 「30」から「32」までの各欄には、当期末に、	平成 年 月 日 税務署長殿		所轄	業種目	課税	要	別表等	※青色申告	一連番号	別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く。)
	納税地	電話() -	事業種目	期末現在の資本の金額又は出資金額	円	税務	整理番号	事務	事業年度(至)	
	(フリガナ)		同非区分	同族会社	非同族の同族会社	非同族会社	売上金額	申告年月日	申告区分	
	法人名		経理責任者	自署押印	旧納税地及び旧法人名等	添付書類	通信日付印	確認印	省略	
	代表者		代表者住所				年 月 日	年 月 日	年 月 日	
平成 年 月 日		事業年度分の		申告書		別表等		要 否		○ 〇 〇

中央都税事務所からのお知らせ

6月は、固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

6月は、固定資産税・都市計画税第1期分の納期です。

納税通知書は、6月1日(水)に発送いたします。お近くの金融機関、郵便局又は都税事務所で、6月30日(木)までにお納めください。

納税には、便利な口座振替がご利用できます。詳しいお申し込み方法は、23区内の都税事務所にご照会ください。

なお、今お申し込みいただくと、第2期分からご利用になれます。おすすめします、安心・便利な口座振替!!口座振替は、納期限に預(貯)金口座から自動的に納付できる制度です。

《口座振替のお申し込み方法》

いつまで?

⇒今申し込みいただきますと、平成17年度第2期分から開始されます。

どこへ?

⇒ご利用の金融機関・郵便局の窓口へ何が必要?

⇒預貯金通帳、金融機関届出印、納税通知書その他の方法は?

⇒口座振替依頼書のはがきによる申込みもできます。(納税通知書に同封してあります。)

平成17年度の固定資産税等の軽減措置について

平成17年度の固定資産税・都市計画税について、次のとおり軽減措置を講じることとなりましたので、お知らせします。

(1) 商業地等の条例減額(負担水準の上限引下げ)
商業地等の固定資産税・都市計画税が減税になります!

～負担水準が65%を超える商業地等※が対象です。～

目的:東京23区商業地等※の

①負担の不均衡の是正

②過大な税負担の緩和

※商業地等:店舗・工場の敷地、駐車場など住宅用地以外の宅地等をいいます。

適用年度:平成17年度

軽減内容:負担水準が65%を超える商業地等について、65%の水準まで税額が軽減されます。

(2) 新築住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免（23区内）の継続について

◆平成17年に新築された住宅についても、固定資産税・都市計画税が減免の対象となります

平成17年1月2日から平成18年1月1日までに東京23区内に新築された住宅について、固定資産税及び都市計画税を平成18年度から20年度までの3年度分減免します。

東京都ではこの措置を、新築住宅の取得を税制面から支援するために、平成12年度から実施しています。詳細は、不動産の所在する区の都税事務所にお尋ねください。

(3) 小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の減免（23区内）の継続について

◆平成17年度も小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免を継続します

平成17年度において、小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の税額の2割を減免します。

東京都ではこの措置を、中小企業者の支援等のため、平成14年度から実施しています。

詳細は、不動産の所在する区の都税事務所にお尋ねください。

(4) 小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減（23区内）の継続について

◆平成17年度も、小規模住宅用地（住宅1戸当り面積200㎡までの部分）に対する都市計画税の軽減を継続します。

平成17年度において、小規模住宅用地（面積200㎡までの部分）に対する都市計画税の税額を2分の1に軽減します。

東京都ではこの措置を、都民の方々の定住を促進するため、昭和63年度から実施しています。詳細は、固定資産の所在する区の都税事務所にお尋ねください。

自動車税の納付はお済みでしょうか？

自動車税は、4月1日現在、自動車の所有者（割賦販売などで所有権が売主にある場合は使用者）として車検証に記載されている方に課税されます。17年度の自動車税の納期限は5月31日（火）です。

平成16年度から、自動車税が指定のコンビニエンスストアでも納められるようになりました。次の店舗で、全国どこでも納められます。ぜひ、ご利用ください。

～利用できるコンビニエンスストア～

サークルK、サンクス、セブン-イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン（50音順）

都税のパンフレットができました

東京都主税局では、税金についてわかりやすく説明した「ガイドブック都税'05」（一般向け）と不動産に関する税金についてまとめた「不動産と税金'05」を発行しました。平成17年度の税制改正（4月1日現在）の内容を盛り込んで編集しています。

6月から、都税事務所等で配付していますので、どうぞご利用ください。

【問い合わせ先】

総務部総務課相談広報係

電話 03-5388-2924

中央都税事務所総務課相談広報担当

電話 03-3553-2151（代表）

支部会員異動のお知らせ

平成16年12月15日～
平成17年6月15日

〈入会〉

12月20日 藤川裕紀子 〒103-0023
日本橋本町4-15-5
電話 3661-2640

12月20日 村本 泰雄 〒103-0026
日本橋兜町1-10
日証館505号館
電話 3667-1565

1月27日 北村 真一 〒103-0011
日本橋大伝馬町12-12

1月27日 中川 保弘 〒103-0025
日本橋茅場町1-6-3
山楽ビル

1月27日 西片 大 〒103-0025
日本橋茅場町1-6-3号
山楽ビル

ニューサンクレストビル5階
電話 5643-2775

パートナーズ総合税理士法人
電話 5644-0511

パートナーズ総合税理士法人 電話 5644-0511		パートナーズ総合税理士法人 電話 5644-0511	
2月10日 石田 悦子	〒103-0007 日本橋浜町3-19-2 日本橋ユウキビル603 電話 5652-0246	3月24日 萬羽 将	〒103-0025 日本橋茅場町2-3-6 宗和ビル 川北博税理士事務所 電話 3669-8081
2月24日 浅野 雅史	〒103-0004 東日本橋3-8-1-403 浅野敏郎税理士事務所 電話 3662-3541	4月21日 尾崎 博史	〒103-0022 日本橋室町1-5-15 昇賢ビル4階 電話 3245-8993
2月24日 海瀬 浩昭	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	4月21日 武井マリ子	〒103-0022 日本橋室町3-2-18 海老屋ビル4階 鷹野 勝税理士事務所 電話 5204-0345
2月24日 小池 美佐	〒103-0013 日本橋人形町3-1-2-206 電話 3663-3544	4月21日 湯浅 知美	〒103-0028 八重洲1-4-21 共同ビル 藤間秋男税理士事務所 電話 5201-6555
2月24日 高橋 典秀	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858	4月28日 一條 博幸	〒103-0002 日本橋馬喰町1-12-2 TAK馬喰町ビル508 電話 3664-9356
2月24日 若山 理子	〒103-0008 日本橋中洲1-11-902 電話 3666-6232	5月1日 大西 倫雄	〒103-0027 日本橋3-5-12 ニュー八重洲ビル5F 電話 5200-0621
3月24日 井上 慶太	〒103-0027 日本橋1-2-10 東洋ビル5階 電話 3272-8814	5月18日 加藤 俊雄	〒103-0027 日本橋2-9-5 電話 3273-9271
3月24日 小島一富士	〒103-0014 日本橋蛸薬町1-22-1-704 電話 5643-7173	5月24日 菅原 英樹	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858
3月24日 長井 和男	〒103-0028 八重洲1-5-4 共同ビル(八重洲口) 505 電話 5255-3511	5月24日 丸尾 知弘	〒103-0012 日本橋堀留町1-1-6-304 電話 3666-3772
3月24日 中村 夢	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1991	〈転入〉	
3月24日 原田 敦	〒103-0025 日本橋茅場町1-6-3 山楽ビル	12月17日 平山由美子	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社

12月17日 廣瀬 哲	電話 3231-1858 〒103-0002 日本橋馬喰町2-5-11 北星ビル2階 電話 3667-2250	4月27日 北原幸之助	柿沼ビル2階 電話 5614-5678 〒103-0013 日本橋人形町2-29-9 ISビル4階 電話 3249-2636
1月12日 須賀 一也	〒103-0028 八重洲1-3-19 辰沼建物ビル2階 電話 6225-4691	4月28日 駒崎 剛	〒103-0027 日本橋2-15-3 グレイスビル日本橋8階 電話 3516-0235
1月12日 近澤 知加	〒103-0028 八重洲1-3-19 辰沼建物ビル2階 電話 6225-4691	5月2日 宮寄栄二郎	〒103-0021 日本橋本石町4-5-8 日本橋川村ビル101 電話 3275-2600
1月17日 阿部 睦治	〒103-0023 日本橋本町1-4-15 楽ビル 電話 5203-6996	5月6日 大竹 一美	〒103-0021 日本橋本石町3-2-3 日銀前ビル 電話 3517-1611
2月3日 豊田 清	〒103-0025 日本橋茅場町2-17-5 茅場町リバーサイドビル203号 電話 3667-1755	5月9日 加藤 順弘	〒103-0022 日本橋室町1-10-12 電話 3270-5557
2月14日 中島美津子	〒103-0002 日本橋馬喰町1-1-2 ゼニットビル7階 電話 5640-6450	5月18日 平山亜紀子	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人会平成会計社 電話 3231-1858
3月10日 坂下 弘子	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-24-7-305 電話 3664-7713	5月27日 堀川 聖	〒103-0007 日本橋浜町1-11-3 VIP日本橋浜町203号 電話 5951-8720
3月10日 村田 哲郎	〒103-0021 日本橋人形町2-2-3 堀口ビル502号 電話 3661-9831	〈転出〉	
3月18日 佐藤 幸夫	〒103-0021 日本橋本石町4-6-21 鈴木ビル2F 電話 3272-6410	播間 匡広	渋谷支部へ
4月1日 井上 孝史	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-5-1 オイスタービル2階 電話 5641-0422	榊田 依里	玉川支部へ
4月1日 立石 泰博	〒103-0013 日本橋人形町2-7-5-905 電話 5641-0035	中村 敏	京橋支部へ
4月6日 草開新太郎	〒103-0013 日本橋人形町2-20-5	小松 洋子	足立支部へ
		太田 栄一	本所支部へ
		山口 実	小石川支部へ
		河原万千子	世田谷支部へ
		藤田 修	渋谷支部へ
		〈退会〉	
		中村 球郎	業務廃止
		佐相 創	東京地方会へ
		趙 波	東京地方会へ
		塩谷 清	千葉県会へ

海老沢信治 業務廃止
 岡村 昌好 業務廃止
 宇野 判治 業務廃止
 位田 弘美 業務廃止

〈事務所変更〉

大久保達哉 〒103-0011
 日本橋大伝馬町2-15-405
 佐藤 精 〒103-0001
 日本橋小伝馬町16-14
 リエール日本橋401号
 秋元 淳一 〒103-0021
 日本橋本石町4-4-16
 小泉第2ビル
 秋元 玲子 〒103-0021
 日本橋本石町4-4-16
 小泉第2ビル
 松村 雄一 〒103-0015
 日本橋箱崎町16-11
 ルミネ日本橋403号
 吉江 淳 〒103-0006
 日本橋富沢町7-15-701
 飯田 勝彦 〒103-0025
 日本橋茅場町1-6-12
 共同ビル320号室
 電話 3668-2005
 雨宮 雅夫 〒103-0001
 日本橋小伝馬町10-8
 ウィンド小伝馬町ビル8階
 戸泉 好雄 〒103-0022
 日本橋室町2-5-8
 パンテオン日本橋三越前502
 電話 3548-4471
 永瀬 隆敏 〒103-0025
 日本橋茅場町2-17-5
 茅場町リバーサイドビル201号
 稲垣 稔 〒103-0013
 日本橋人形町2-7-5
 グランスイート日本橋人形町214
 小此木広史 〒103-0005
 日本橋久松町5-7-201
 中塚 秀次 〒103-0024
 日本橋小舟町8-14
 日本橋三越前
 アムフラット壱番館ビル503

植田 壽敏 〒103-0007
 日本橋浜町2-18-4
 日本橋白嶺ビル8階

〈事務所電話 番号変更〉

佐藤 弘 TEL 3243-5173
 田中 亀雄 TEL 3423-5171

〈住所変更〉

城之尾辰美 〒273-0005
 千葉県船橋市本町4-38-28
 パークスクエア1408号
 電話 047-424-2010
 櫻井 正道 〒229-0007
 神奈川県相模原市
 矢部新町3-27-405
 電話 042-758-9540
 須賀 一也 〒338-0832
 さいたま市桜区西堀6-11-9
 近澤 知加 〒338-0832
 さいたま市桜区西堀6-11-9
 吉江 淳 〒103-0006
 日本橋富沢町7-15-701
 大原 雅志 〒130-0022
 墨田区江東橋5-14-19-502
 電話 3635-7825
 三品 貴仙 〒201-0015
 狛江市猪方4-10-4-112
 電話 5497-9062
 坂下 弘子 〒103-0014
 日本橋蛸穀町1-24-7-305
 電話 3664-7713
 栃木伸二郎 〒130-0072
 江東区大島9-1-12-703
 電話 5626-7010
 清水 啓五 〒270-1349
 千葉県印西市戸神台1-4-8
 電話 0476-46-8116
 松村 雄一 〒272-0114
 千葉県市川市塩焼3-8-1
 電話 0473-96-9444
 古賀 崇広 〒135-0062
 江東区東雲1-9-32-3609
 電話 5166-0524
 阿部 睦治 〒103-0023
 中央区日本橋本町1-4-15

楽ビル

電話 5203-6996

加藤 順弘 〒103-0022

日本橋室町1-10-12

遊佐 英夫 〒339-0005

さいたま市岩槻区

東岩槻4-4-22

佐藤 拓郎 〒113-0033

文京区本郷1-28-15-501

電話 5800-2113

藤澤 尚範 〒191-0053

日野市豊田2-38-2

グランコート豊田103

〈電話番号変更〉

東海林伸興 5269-8555

一木 裕一 5660-4541

謹んでお悔やみ申し上げます。

〈会員死亡〉

野沢 文夫 (大正14年5月27日生れ79歳)

平成17年3月2日死亡

伊藤 公忠 (大正14年11月22日生れ79歳)

平成17年4月2日死亡

立石 泰博 (昭和3年10月3日生れ76歳)

平成17年5月12日死亡

稲葉 稔 (明治42年6月10日生れ95歳)

平成17年5月14日死亡

中川 廣 (大正15年11月15日生れ78歳)

平成17年5月29日死亡

～ 表紙の写真 ～

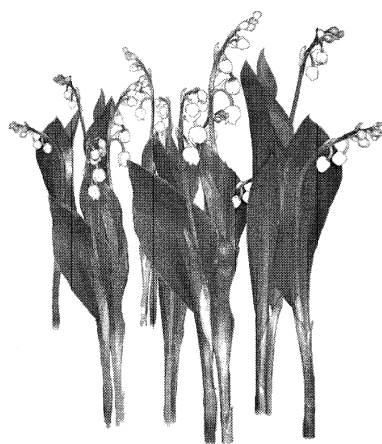
梅后流「江戸芸かっぱれ」について

昭和49年、梅后流「江戸芸かっぱれ」創流。

以来、全国86か所に道場を設け、日本での公演や世界各国での国際交流活動を行っている。

平成10年11月3日、文部大臣賞受賞

平成11年10月1日、東京都文化功労賞受賞



編 集 後 記

支部会報「にほんばし」第106号をお届けいたします。5月のご多忙の中、研究論文をはじめ私のあしあと、随筆等ご執筆くださいました皆様には心から感謝申し上げます。

本年は東京税理士会役員改選にあたり会長、副会長ともに定数を超す立候補があり、当支部の岩波一会員も副会長選に立候補いたし、激戦を戦い当選を果たしましたことは、会員の皆様の熱きご支援の賜物に他なりません。

支部役員も改選の年にあたりましたので、留任を含めて全役員の抱負を掲載いたしました。

なお、今号は現広報部の最後の発行となります。これまでに、多くのことを学ばせて頂きました皆様のご指導に対し厚くお礼を申し上げます。

次期福本広報部長率いる広報部もよろしくご支援のほどお願い申し上げます。

次号発行予定 17年9月

編集委員：浅野汜子 福本光男 佐々木則司
三輪裕昭 高橋美津子 鈴木 毅
藤山清春

東京商工会議所の

無担保・無保証人融資（マル経融資）のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい！～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で（保証協会の保証も不要）商工会議所の推薦に基づき融資される国（国民生活金融公庫）の融資制度です。

＜融資対象となる方＞

- 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方
（パート・アルバイト・法人企業の役員・家族従業員等は除きます）
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 国民生活金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 など

＜ご用意いただく書類＞

- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青（白）色決算書および確定申告書（控）
 - ・（決算後6か月以上経過の場合）最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本
 - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規及び別枠申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。

※必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。

融資の条件

資金使途

運転資金
設備資金

融資限度

550万円
+別枠450万円

（別枠450万円は平成18年3月31日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

返済期間

運転資金 5年以内
設備資金 7年以内

（上記条件での返済期間の取扱いは平成18年3月31日の国民生活金融公庫受付分までとなります。）

担保
保証人

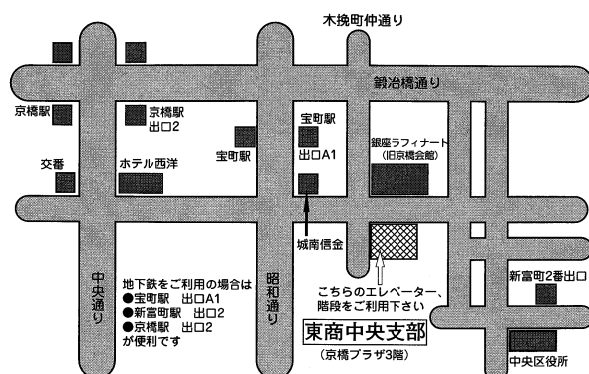
不 要

（保証協会の保証も不要です）

利 率

年1.15%

（平成17年6月10日現在）



【お問い合わせ・お申し込み】

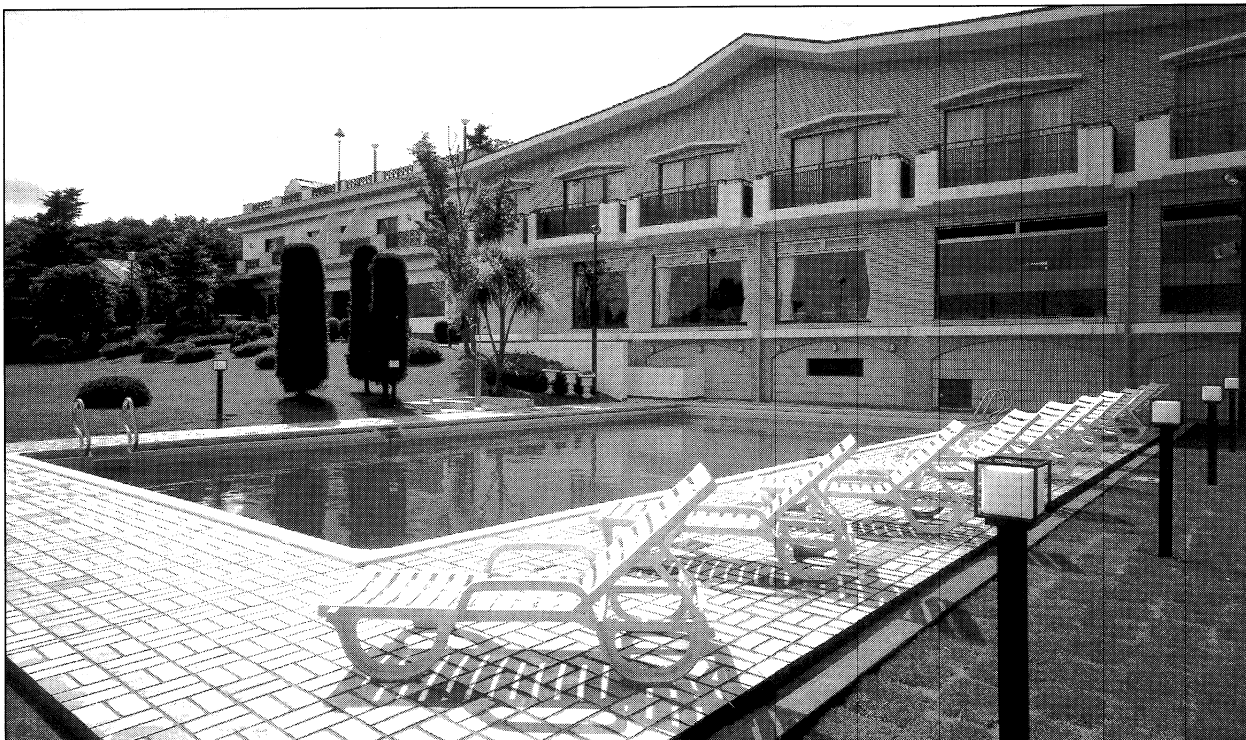
東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811

FAX 3538-1815



直営保養所「伊豆高原倶楽部」

とうぜいけんぽ 加入のお薦め

東税健保組合は健全財政のもと、各種事業を積極的に展開して、
多くの加入者に喜ばれています。



《特長》

1. 独自の付加給付

法律で定められた保険給付のほかに、プラスαの一部負担還元金、家族療養付加金等があります。

2. 政管健保より安い保険料

3. 保健事業の積極展開

成人病や婦人健診などの各種健康管理事業を始め、各種の体育教室やレクリエーション事業、保養所など健康の保持増進のための事業を積極的に実施しています。

東京税務会計事務所健康保険組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-12-11(東税健保会館) TEL.03(3232)5541(代表) FAX.03(3232)5547

<http://www.touzeikenpo.or.jp>

会員制医療クラブ

東京税理士協同組合が推薦する

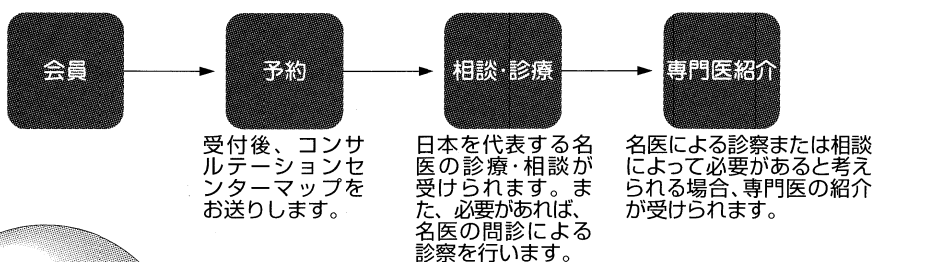
ドクターオブドクターズ・クラブ

もしも病気になった時、あなたのそばに信頼できる医師（病院）はいますか？

日本を代表する名医があなたとあなたのご家族の健康をサポートします。

メディカルコンサルテーション

医学界きっての名医によるメディカルコンサルテーション・セカンドオピニオンが受けられます。



名医によるサービス

「名医によるサービス」・「クラブサービス」はご家族の方もご利用になれます。（1親等以内／4名）

クラブサービス

24時間電話健康相談サービス

医療関連情報サービス

有名病院との提携サービス

人間ドックサービス

提携している有名病院（聖路加、癌研ほか）において、最新方式の人間ドックを年1回無料で受診することができます。



年1回無料で受診できます。

人間ドックとの提携サービスで、会員が提携病院へ入院した際に発生する差額ベッド費用（一日当たり10,000円）を給付金としてお支払いいたします。（入会年数によって支払期間が異なります。）

●現在病気の方でも会員になれます。

●年齢に制限はありません。

●契約の種類 個人契約・法人契約
・ファミリー契約

●入会金および会費

東税協組合員と関与先のために特別入会金を設定いたしました。

個人契約の場合（消費税込み）

入会金	84,000円
特別入会金	63,000円
月会費	8,400円

NS株式会社 日税サービス

東京税理士協同組合専属代理店

全国税理士共栄会

指定代理店

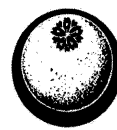
〒163-1310 東京都新宿区西新宿6-5-1（新宿アイランドタワー10F）

大代表 03-5323-2111

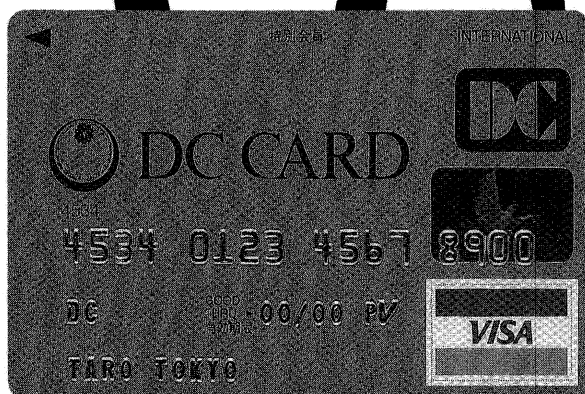
FAX 03-5323-2123

<http://www.nichizei-net.com>

VISA CARD · MASTER CARD



ステータスの証明。



税理士マーク入りの特製カード



ゴールドカードの特典

ゴールドカードの特典

- 200万円までのローンと旅行傷害保険つき
- DCドクターホットライン/無料医療相談が24時間いつでも受けられます。
- お問い合わせ先/(株)ディーシーカード税理士カード係 TEL.03-5420-7533

東京税理士協同組合

税理士会館/〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目10番6号 TEL:03-3354-6141(代)
 新宿事務所/〒160-0022 東京都新宿区新宿3丁目25番1号 新宿富士ビル7階 TEL:03-5363-2011(代)